

■「第4次男女共同参画行動計画」に関する進捗状況(実績)

【計画年度:2018(平成30)年度~2022(令和4)年度】

参考資料6

基本目標 I 男女共同参画社会に向けた行動を促す意識の変革

施策の方向1 男女共同参画意識を实践・行動に繋げるための教育・啓発の推進

施策			方向性	事業番号	具体的な取組	事業概要	主管課	実績				評価(成果や課題)と今後の取組方針
重点施策	女性活躍推進法	施策						H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
①男女共同参画の教育の推進			継続	1	小・中・高・大学生等への出前講座の実施	一人ひとりが男女共同参画意識を持って行動できるためには、基本的な人間性や社会性を身に付ける時期からの継続的な教育が重要であることから、小学生~大学生に対し男女共同参画について学ぶ機会として出前講座を実施する。	男女共同参画課	・教育出前講座 実施回数:1回 参加人数:17名 ・デートDV防止出前講座 実施回数:19回 参加人数:2,180名 ・ライフデザイン形成支援セミナー 実施回数:5回 参加人数:367名	・教育出前講座 実施回数:2回 参加人数:137名 ・デートDV防止出前講座 実施回数:12回 参加人数:1,211名	・大学における講義 実施回数:1回 ・デートDV防止出前講座 実施回数:4回 参加人数:509名	・大学における講義 実施回数:1回 ・デートDV防止出前講座 実施回数:12回 参加人数:1,220名	【評価(成果や課題)】 ・DV未然防止のためのデートDV出前講座については、コロナ禍においても、ICTを活用した新たな実施手法を用いた出前講座を実施し、若年層への意識啓発を行うことができた。 【今後の取組方針】 ・コロナ禍においても、着実に実施できるよう、ICTなどを活用し、継続的に講座を実施していく。
			継続	2	本市職員への人権研修、ハラスメント防止研修の実施	市職員の人権及び男女共同参画意識の醸成を図るため、新採用職員や監督職等を対象とした人権研修、「ハラスメント防止ガイドライン」を踏まえたハラスメント防止研修を実施する。	人事課 男女共同参画課	・人権研修 (対象者:新採用職員、監督職) 実施回数:2回 参加人数:174名 ・ハラスメント防止研修 (対象者:管理職、監督職) 実施回数:5回 参加人数:420名	・ハラスメント防止研修 (対象者:管理職、監督職) 実施回数:4回 参加人数:129名 ・人権研修 (対象者:新採用職員、監督職) 実施回数:2回 参加人数:174名	・ハラスメント防止研修 (対象者:管理職、監督職) 実施回数:2回 参加人数:93名 ・人権研修 (対象者:新採用職員、監督職) 実施回数:2回 参加人数:191名	・ハラスメント防止研修 (対象:管理職、監督職) 実施回数:2回 参加人数:87名 ・人権研修 (対象:新採用職員、監督職) 実施回数:2回 参加人数:154名	【評価(成果や課題)】 ・改正女性活躍推進法(令和2年6月施行)の内容を踏まえるとともに、ハラスメントに係る具体的な事例・判例をより多く盛り込み、指導とハラスメントの違いを学ぶことができるよう研修内容を一層効果的なものとしていく必要がある。 【今後の取組方針】 ・改善・工夫しながら継続実施予定 ・ハラスメントに係る事例・判例、最新の国の動向や法制度の状況を熟知した専門家を講師として招へいし、研修を実施する。 ・各人権課題に対する事例については、各自自治体の動向、法制度などの状況を踏まえながら実施していく。
			継続	3	男女共同参画の視点を踏まえた保育研修会の実施	子どもの頃から男女共同参画意識を醸成するため、男女共同参画の視点を踏まえた保育がなされるよう、幼児教育に携わる保育士を対象に研修会を実施する。	男女共同参画課 保育課	・実施回数:1回 ・参加人数:8名	・実施回数:1回 ・参加人数:9名	・保育士研修(書面開催) 実施回数:1回 参加人数:13名	・保育士研修(書面開催) 実施回数:1回	【評価(成果や課題)】 ・コロナの影響により、令和2年度以降は参集しての研修が実施できなかったものの、新規採用保育士のほか、全市立保育園を対象に書面による研修を実施することで、ジェンダーや人権に配慮した保育がなされるよう啓発を行うことができた。 【今後の取組方針】 ・男女共同参画の視点を踏まえた保育がなされるよう、継続的に研修を実施していく。
			継続	4	人権教育研修会の実施	本市立小・中学校の教育活動における人権教育の充実を図るため、各学校の人権教育主任等の教員が、本市や県が開催する人権教育研修会において、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動の在り方等について学ぶ研修会を実施する。	学校教育課	・開催回数:2回(県、市合わせて) ・参加人数:186名(県、市合わせて)  市の研修会においては、指導主事から、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日文科省通知)に基づく取組の推進について、説明	・開催回数:2回 ・参加人数:186名	・開催回数:2回(対象校:93校) ※2回とも、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、紙面研修に変更	・年2回の参集型研修会を予定していたが、感染症拡大防止のため、第1回目をオンライン開催とし、第2回目をオンデマンド開催・実践資料提出に変更して、実施した。いずれも全小・中学校94校が参加した。	【評価(成果や課題)】 ・令和2年度以降、研修の方法を変更することにより、各校の人権教育年間指導計画の記載内容に応じた説明や指導助言などを十分に行うことができなかった部分について検証した上で、今後の研修内容の充実に向け、各学校における人権教育の推進を支援していく必要がある。 【今後の取組方針】 ・子どもの人権について焦点化し、ヤングケアラー、ネグレクト、LGBTQ、外国人児童生徒、いじめなどの諸課題を取り上げ、引き続き、教職員の資質向上に努める。
			継続	5	小学生への男女共同参画の啓発	基本的な人間性や社会性を身に付ける時期から、男女共同参画についての意識の醸成を図るため、子ども向けのパンフレットを活用した啓発を実施する。	男女共同参画課	・教育参考資料 「かがやき」発行・配布 5,500部(市立全小学校5年生)	・教育参考資料 「かがやき」発行・配布 5,450部(市内全小学校5年生)	・教育参考資料「かがやき」配布 配布部数:5,100部	・教育参考資料「かがやき」配布 配布部数:5,000部	【評価(成果や課題)】 ・市内全小学5年生へ「かがやき」を配付することで、若年層からの男女共同意識の醸成を図ることができた。 【今後の取組】 ・引き続き、授業で指導しやすいよう、「かがやき」に活用の手引きを添付し、教職員を対象に活用促進を図り、若年層への啓発に取り組む。
			継続	6	小・中学生へのキャリア教育の実施	児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てるため、家庭や学校など身近な人々の職業や生き方を理解させたり、地域で働く人の職場見学や体験等を実施したりする。その際、個性や能力、興味等を大切に考える方についても指導する。	学校教育課	・職場見学や社会体験学習等の実施校:93校(市立小・中学校全校)	・職場見学や社会体験学習等の実施校:93校	・社会体験学習 (新型コロナウイルス感染症の影響により中止) 充実した体験をした生徒の割合: 97.7%(令和元年度)	・市内の施設、事業所、店舗等に受け入れ依頼をし、市立中学校2年生の生徒を対象とした社会体験学習(宮っ子チャレンジウィーク)を実施した。	【評価(成果・課題)】 ・令和3年度は、新型コロナウイルス感染症による社会的状況を踏まえ、活動時間の短縮など工夫しての実施となったが、実施後に行った生徒からのアンケートでは、「充実した体験だった」とする肯定的回答が増加する(+0.8%)など成果が見られた。 【今後の取組方針】 ・小中学校の学びをつなぐ「宮・未来キャリア・パスポート」の推進を図るとともに、指導資料や本市ゆかりの職業人へのインタビュー等を収めたDVDなどの活用により、「宮・未来キャリア教育」を推進していく。コロナ禍の状況の中、柔軟に対応できるよう進めていく。
			新規	7	女子学生へのキャリア教育支援	女子中高生の理系分野への興味・関心を高め、性別に偏りのない職業選択を支援するための講座を実施する。	男女共同参画課	講座実施に向けた、事前協議を実施	・女子中高生の理系進路選択支援講座 実施回数:1回 参加人数:21名	・女子中高生の理系進路選択支援講座 (新型コロナウイルス感染症の影響により中止)	・女子中高生の理系進路選択支援講座 実施回数:1回	【評価(成果や課題)】 ・帝京大学と連携し、女子中高生の理系進路選択支援のための講座を実施することで、性別に偏りのない職業選択の意識醸成を図ることができた。 【今後の取組方針】 ・引き続き、帝京大学と連携し、「サイエンスキャンプ」を実施することで、女子中高生の理系分野への興味・関心を高めるための意識醸成に取り組む。

②男女共同参画についての広報・啓発活動	継続	8	市民への広報・啓発活動の実施	男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、男女共同参画推進月間、DV根絶強化月間などの啓発強化期間を中心に、広報紙やパネル展等を行い、重点的・集中的に啓発活動を実施する。	男女共同参画課	・広報紙による情報発信 実施回数:4回 ・啓発パネル展の実施 実施回数:4回	・広報紙による情報発信 実施回数:4回 ・啓発パネル展の実施 実施回数:4回	・広報紙による情報発信 実施回数:4回 ・啓発パネル展 実施回数:4回	・広報紙による情報発信 実施回数:4回 ・啓発パネル展 実施回数:4回	【評価(成果や課題)】 ・広報紙やFacebookなど、様々な手法を用い、啓発活動を行うことで、市民の男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図ることができた。 【今後の取組方針】 ・引き続き、啓発推進月間等を中心に、広報紙やパネル展示などを行い、重点的・集中的に啓発活動を実施していく。
	継続	9	市民への男女共同参画の啓発の実施	男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、男女共同参画推進の拠点である男女共同参画推進センターの事業やセンターで活動する団体などについて、情報誌やフェイスブックを活用して、広く市民に周知する。	男女共同参画課	・情報誌の発行 実施回数:年1回 ・Facebookによる、事業周知 実施回数:随時	・情報誌の発行 実施回数:年1回 ・Facebookによる、事業周知 実施回数:随時	・男女共同参画情報誌 「ばーとなーしっぶ」の発行 実施回数:年1回 ・Facebookによる、事業周知 実施回数:随時	・男女共同参画情報誌 「ばーとなーしっぶ」の発行 実施回数:年1回 ・Facebookによる、事業周知 実施回数:随時	【評価(成果や課題)】 ・年度ごとに男女共同参画に関わるテーマを設定し、情報誌を作成・配布したことにより、広く市民に対して啓発を図ることができた。 【今後の取組方針】 ・コロナの影響による社会情勢を踏まえ、引き続き、男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図る啓発に取り組んでいく。
	継続	10	男女共同参画ニュースの発行	市職員の男女共同参画意識を高めるため、また、審議会等への女性登用に向けた理解促進や、市職員のワーク・ライフ・バランスへの取組促進などを図るため、庁内LANを利用して男女共同参画に関する情報を提供する。	男女共同参画課	・男女共同参画ニュースの発行 実施回数:年3回公開 ＜発行テーマ＞ 「男性の育休取得率から見る男女共同参画の視点からの防災」「うつつのみやDV根絶月間」「仕事と介護の両立」	・男女共同参画ニュースの発行 実施回数:年3回公開 ＜発行テーマ＞ 「男性の育休取得率から見る男女共同参画社会」「11月はうつつのみやDV根絶月間」 「男女共同参画に関するデータで見る女性活躍」	・男女共同参画ニュースの発行 実施回数:年3回公開 ＜発行テーマ＞ 「11月はうつつのみやDV根絶強化月間です 子育て世代の夫婦間のコミュニケーションについて （「ばーとなーしっぶ」の紹介） ・LGBTなどの多様な性について考えてみましょう	・男女共同参画ニュースの発行 実施回数:年3回公開 ＜発行テーマ＞ 「育休」を”働き方”と”夫婦の関係”を見直すきっかけに （男性育休について） ・11月はうつつのみやDV根絶強化月間です 子育て世代の夫婦間のコミュニケーションについて （「ばーとなーしっぶ」の紹介）	【評価(成果や課題)】 ・新たな男女共同参画に関する課題等について周知を行う必要がある。 【今後の取組方針】 ・市職員の意識啓発に必要な情報を提供できるよう、テーマ設定を行っていく。
	継続	11	男女共同参画表現ガイドラインの周知	刊行物等において男女共同参画の視点に配慮した文章やイラスト等の表現となるよう、具体的な表現事例を示した「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」などを市ホームページで周知・啓発を図るとともに、庁内ランで市職員にも周知・徹底する。	男女共同参画課	・ホームページでの周知 ＜実施内容＞ 男女共同参画ニュースの公開に合わせ、庁内ランにおいて1回公開	・ホームページでの周知 ＜実施内容＞ 男女共同参画ニュースの公開に合わせ、庁内ランにおいて1回公開	・ホームページでの周知 実施回数:1回 ＜実施内容＞ 男女共同参画ニュースの発行に合わせ、庁内ランにおいて1回公開	・ホームページでの周知 実施回数:1回 ＜実施内容＞ 男女共同参画ニュースの発行に合わせ、庁内ランにおいて1回公開	【評価(成果や課題)】 ・継続的な周知を図る必要がある。 【今後の取組方針】 ・職員に対しては、人権研修の機会や庁内ランを活用し「表現ガイドライン」の周知・啓発に取り組む。また、市民に対しては引き続きホームページで周知・啓発を図る。
	継続	12	活躍している女性の情報発信	女性が個性と能力を十分に発揮し、新しい発想や多様な能力を活かして、さまざまな分野へチャレンジする意欲の向上を図るため、身近なチャレンジ事例を広く紹介する。	男女共同参画課	・情報誌による啓発 実施回数:1回 ・Facebookによる、事業実施に合わせた紹介 実施回数:随時	・情報誌による啓発 実施回数:1回 ・Facebookによる、事業実施に合わせた紹介 実施回数:随時	・男女共同参画情報誌 「ばーとなーしっぶ」による啓発 実施回数:1回 ・Facebookによる、事業実施に合わせた紹介 実施回数:随時	・男女共同参画情報誌 「ばーとなーしっぶ」による啓発 実施回数:1回 ・Facebookによる、事業実施に合わせた紹介 実施回数:随時	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・ロールモデルとなるような活躍する女性を、情報誌に掲載するとともに、Facebookを用いて情報発信することにより、多くの女性に様々な分野へのチャレンジを促すことができた。 【今後の取組】 ・引き続き、情報誌やFacebookを効果的に活用し、様々な分野で活躍する女性を紹介することで、新たなことへチャレンジする意欲を向上させるとともに、女性の更なる参画拡大を図っていく。
	継続	13	親学と子どもの情報誌「こどもるっくる」の充実	子どもの健やかな成長のために、保護者に知っておいてほしいことや、学んでほしいこと、親学に関する事業等を伝えるとともに、子どもたちの体験活動を推進するために、土日や長期休業中に、子どもが参加できる各種講座・イベント、ボランティア活動等に関する情報を提供する。	生涯学習課	・情報誌「こどもるっくる」の発行 発行部数:年2回発行 各67,000部 配付先:市内の保育園・幼稚園等 ～中学校及び公共施設 ＜主なテーマ＞ 第15号(平成30年7月号) 「いつだって そばにいるよ～親子のぎずなの深め方～」 第16号(平成31年3月号) 「親子のミカタ～家庭教育支援活動者のご紹介～」	・情報誌「こどもるっくる」の発行 発行部数:年2回発行 各66,500部 配付先:市内の保育園・幼稚園等 ～中学校及び公共施設 ＜主なテーマ＞ 第17号(令和元年7月号) 「令和の時代も育もう 子どもの自己肯定感」 第18号(令和2年3月号) 「子育て中に感じやすい“イライラ”と“ニコニコ”」	・情報誌「こどもるっくる」の発行 発行部数:66,500部 配付先:市内の保育園・幼稚園、小中学校及び公共施設等 ＜発行テーマ＞ 第19号(令和3年3月号) 「親として知っておきたい令和時代の子育てキーワード」	・情報誌「こどもるっくる」の発行 発行部数:66,000部 配付先:市内の保育園、幼稚園、認定こども園、小規模保育所、小中学校及び公共施設等 ＜発行テーマ＞ 第20号(令和3年7月号) 「子育て中に不安や悩みを抱えたら」 第21号(令和4年3月号) 「親子でどっぷり浸かろう 絵本の世界」	【評価(成果や課題)】 ・子育ての不安や悩みの解決に役立つ「おやがく相談」をはじめとした各種事業や、家庭教育支援活動者と協働による子育てにおける読み聞かせ等に関する記事を掲載し、紙面の充実を図ったことにより、子どもの健やかな成長のために役立つ情報を発信することができた。 【今後の取組方針】 ・子どもの健やかな成長を図るため、引き続き、親学に関する事業や子ども体験と学びに関する情報を収集し、情報誌を発行するとともに、効果的、効率的な情報発信の手法について検討する。

施策の方向2 男性を中心とした意識変革による固定的性別役割分担や慣行の見直し

重点施策	施策		方向性	事業番号	具体的な取組	事業概要	主管課	実績				評価(成果や課題)と今後の取組方針
	女性活躍推進法	施策の名称						H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
●	★	③男性自身の意識の変革による家庭参画の促進	拡充	14	男性の家庭参画促進講座等の実施	男性の家庭参画を促進するため、幼い子を持つ父親のみならず、将来、父親となる独身男性も対象に加え、講座等の実施や広報・啓発活動を行う。	男女共同参画課	2回開催 ・父・子:クッキング 母:バランスボール 参加人数:34名 ・父・子:読み聞かせ 母:リースづくり 参加人数:13名	2回開催 ・父・子:クッキング 母:アルバムづくり 参加人数:27名 ・父・子:体を使った親子遊び 母:バレエエクササイズ 参加人数:30名	・家族で参加するセミナー (Zoom開催) 実施回数:1回 参加人数:16家族	・家族で参加するセミナー 実施回数:2回 参加人数:14家族	【評価(成果や課題)】 ・男性が積極的に子育てや家事に参加するきっかけとなるよう、家族での参加を促す講座を実施することで、男性の家庭参画促進を図ることができた。 【今後の取組方針】本課の委託 ・今後も、対象層やニーズを整理し、初心者にも理解しやすく、男性が参加したくなるような家事・育児に関する講座を企画・実施していく。
			継続	15	ママパパ学級の実施	安心して妊娠期を過ごし、安全な出産を迎え、夫婦や家族が協力して子育てできるよう、妊婦とその夫を対象に、保健師・助産師などが講師となって、妊娠・出産・育児についての講話や実習を実施する。	子ども家庭課	・ママパパ学級 参加人数:1,552名	・ママパパ学級 参加人数:1,294名	・ママパパ学級 参加人数:807名	・ママパパ学級 参加人数:833名	【評価(成果や課題)】 ・母子健康手帳交付時に参加を促し、参加者のほとんどが夫婦で参加するなど、夫婦で協力した子育て支援が図られた。 ・令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講座が一部中止となったことから、受講できなかった者に対する代替策として、市ホームページに公的機関の動画の掲載について案内した。 【今後の取組方針】 ・今後は、夫婦共同による育児を推進するため、夫婦での子育てや家族の健康づくりを実践できるよう妊娠中から産後の対応の変化や、子どもを迎える準備、育児の心構えなどの知識・技術の理解促進を図るとともに、受講者アンケートを活用しながら実施内容の検討を行う。
			継続	16	家族経営協定締結促進事業	農業における労働・生活環境の改善と女性の社会的地位の向上を目指し、家族経営協定の推進会議、各戸訪問等を関係機関との連携により実施し、家族経営協定の締結の浸透を図る。	農業委員会事務局	・家族経営協定締結促進事業 各戸訪問:68戸 協定締結件数:10件 (累積件数:442件)	・家族経営協定締結促進事業 各戸訪問:61戸 協定締結件数(新規・見直し):11件 ※新規累積件数:394件	・家族経営協定締結促進事業 各戸訪問件数:48戸 協定締結件数(新規・見直し):16件 ※新規累積件数:404件	・家族経営協定締結促進事業 各戸訪問件数:66戸 協定締結件数(新規・見直し):11件 ※新規累積件数:413件	【評価(成果や課題)】 ・各推進機関が広報活動による制度周知や対象農家への戸別訪問を行い、締結目標数を達成した。 【今後の取組方針】 ・制度のリーフレットを活用しながら周知に努め、各推進機関との連携により対象農家への働きかけを強化する。
		④男性シニア層を中心とした固定的性別役割分担の解消	継続	17	男性シニア層を中心とした男女共同参画推進講座の実施	男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、男女共同参画をテーマに講演や講座を実施する。	男女共同参画課	・講座実施回数:1回 (ただし、2回連続講座) 参加人数:112名 歴史から学ぶ男女共同参画推進講座(全2回) 「津田梅子とアメリカ～教育を通して女性の地位向上を目指す」	・講座実施回数:1回 参加人数:21名 歴史から学ぶ男女共同参画推進講座 「オリンピックに学ぶ男女共同参画の歴史～苦難の道だった女性スポーツの誕生」	※今後、市民企画講座における実施などについて検討	※今後、市民企画講座における実施などについて検討	【評価(成果や課題)】 ・令和2年度以降、市民企画講座や他のテーマの講座において、男性シニアの受け入れを行うことで、幅広い層への意識啓発を行うことができた。 【今後の取組方針】 ・引き続き、講座の充実を図るとともに、男性シニアに対する周知啓発の手法について、講座以外の手法についても検討していく。

基本目標Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の推進

施策の方向3 雇用の場における女性の活躍の推進

施策		実績							評価(成果や課題)と今後の取組方針			
重点施策	女性活躍推進法	施策の名称	方向性	事業番号	具体的な取組	事業概要	主管課	H30年度		R元年度	R2年度	R3年度
★	⑤女性の活躍に向けた人材育成支援		継続	18	女性のためのキャリアアップ講座等の実施	男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、男女共同参画をテーマに講演や講座を実施する。	男女共同参画課	講座実施回数:3回 参加人数:延べ65名 ・「パラレルキャリアと兼業・副業が個人・会社にあたる効果とは」 ・働く女性のwin-win-win講座①「社会人なら知っておきたい! お金の教養講座」 ・働く女性のwin-win-win講座②「人生を描くキャリアデザイン」	講座実施回数:1回 参加人数:延べ30名 ・「あなただからできる女性リーダーのススメ」(2回連続講座)	女性の自立と活躍を考える講座 実施回数:1回 参加人数:15名	女性の自立と活躍を考える講座 実施回数:1回 参加人数:13名	【評価(成果や課題)】 ・女性の自立や活躍など女性自身の生き方を考えるための講座を実施することにより、女性のキャリアアップに必要な、多くの市民の意識の根底にある固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識醸成を図ることができた。 【今後の取組方針】 ・引き続き、固定的性別役割分担意識の解消を図るとともに、女性自身の生き方を考える講座を実施することで、意識の醸成を図っていく。
				19	中小企業の一一般事業主行動計画策定支援	働きやすい職場環境とするため、職場環境改善や多様な働き方の実現に向けた取組や、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する中小企業に対しコンサルタント派遣等の支援を行う。	男女共同参画課	・コンサルタント派遣事業の実施 派遣先事業者数:5社	・リーフレット作成 2,500部 ・出前説明会:2回 ・出前相談:1社1回	・一般事業主行動計画策定のための社会保険労務士出前相談 出前説明会実施回数:1回 出前相談実施回数:19回	・行動計画策定に係る説明会・個別相談会 説明会:3回 個別相談会:3回 ・一般事業主行動計画策定のための社会保険労務士出前相談 出前説明会実施回数:0回 出前相談実施回数:2回	【評価(成果や課題)】 ・企業に対し、社会保険労務士による出前説明会や出前相談を実施することにより、一般事業主行動計画策定の支援を行うことができた。 ・今後、育児・介護休業法の改正に伴い、男性の育児休業取得が一層求められることから、企業への啓発強化が必要となる。 【今後の取組方針】 ・女性活躍推進法の改正に伴い、行動計画策定が努力義務となった従業員100人以下の企業に対して行動計画策定に関する説明会を強化するなど、より一層の女性活躍推進のため、効果的な周知に取り組んでいく。 ・男性の育児休業取得率向上などの男女ともに働きやすい職場環境づくりに向け、商工会議所等と連携し、中小企業に向けた好事例の発信や、男性向け啓発講座等に取り組むとともに、社会保険労務士による働きかけ等を行っていく。
			継続	20	一時預かり事業の実施	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児の保育を行うことにより児童の福祉の増進を図る。	保育課	・一般型 公立2園,民間27園 ・幼稚園型 民間16園	・一般型 公立2園,民間30園 ・幼稚園型 民間18園	・一般型 公立2園,民間30園 ・幼稚園型 民間20園	・一般型 公立2園,民間31園 ・幼稚園型 民間23園	【評価(成果や課題)】 ・各施設の児童の受入や事業実施などの状況に応じて、適切に補助を実施することにより保護者が安心して一時預かり事業を利用できる環境整備に繋がった。 ・今後も各施設の状況に応じて、適切に補助を実施していく必要がある。 【今後の取組方針】 ・保育サービスを必要とする全ての子育て世帯が、利用したい時に利用できるよう、引き続き事業の充実を図っていく。
			継続	21	教育・保育施設・地域型保育事業による供給体制の確保	教育・保育を必要とするすべての子どもに適切な教育・保育サービスを提供し、待機児解消を図るため、認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業などの事業による供給体制の確保を図る。	保育課	・教育・保育施設・地域型保育事業入所児童数 11,092名 (平成30年10月1日時点)	・教育・保育施設・地域型保育事業入所児童数11,434人 (令和元年10月1日時点)	・教育・保育施設・地域型保育事業入所児童数:11,673人 (令和2年10月1日時点)	・教育・保育施設・地域型保育事業入所児童数:11,831人 (令和3年10月1日時点)	【評価(成果や課題)】 ・働き方改革の推進や幼児教育・保育無償化など、社会環境や市民ニーズの変化を踏まえ、良質な保育サービスを提供するとともに、年間を通じた待機児童ゼロの継続的な実現を図る必要がある。 【今後の取組方針】 ・「第2期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」に基づいた着実な施設整備や「利用定員の弾力化」活用による供給量の確保に努め、既存の保育士確保の推進に加え、新たに9つの施設を整備し年間を通じた待機児童ゼロを達成し、良質な保育サービスの提供に努める。
			継続	22	延長保育事業の実施	保護者の就労形態の多様化や通勤時間等に伴う保育需要に対応するために、通常の利用時間以外の時間において保育所等で保育を実施することで、児童の福祉の増進を図る。	保育課	・公立10園/10園 ・民間99園/110園 (補助対象園のみ)	・公立10園/10園 ・民間113園/141園 (補助対象園のみ)	・公立10園/10園 ・民間112園/141園 (補助対象園のみ)	・公立10園/10園 ・民間110園/145園 (補助対象園のみ)	【評価(成果や課題)】 ・各施設の児童の受入や事業実施などの状況に応じて、適切に補助を実施することにより保護者が安心して延長保育事業を利用できる環境整備に繋がった。 ・今後も各施設の状況に応じて、適切に補助を実施していく必要がある。 【今後の取組方針】 ・保育サービスを必要とする全ての子育て世帯が、利用したい時に利用できるよう、引き続き事業の充実を図っていく。
			継続	23	病児保育事業の実施	病気及び病気の回復期にあたる集団保育の困難な児童を一時的に施設において保育を行い、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図る。	保育課	・病児保育 実施箇所:5か所 送迎対応実施箇所:4か所 ・病後児保育 実施箇所:1か所	・病児保育 実施箇所:6か所 送迎対応実施箇所:4か所	・病児保育 実施箇所:6か所 送迎対応実施箇所:4か所	・病児保育 実施箇所:6か所 送迎対応実施箇所:4か所	【評価(成果や課題)】 ・令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、コロナ前よりも大幅な利用者減となった。送迎対応についても、休止期間もあったことから、利用者は少なかった。各施設の利用状況等を踏まえ、引き続き適切に事業を実施していく必要がある。 【今後の取組方針】 ・今後も感染防止対策を行ったうえで、保育サービスを必要とする全ての子育て世帯が、利用したい時に利用できるよう、引き続き保育サービスの充実を図っていく。

<p>● ★</p> <p>⑥仕事と子育てや介護等との両立支援</p>	継続	24	発達支援児保育の推進	保護者の就労や疾病等により保育を必要とする心身に障がい有する児童を、認定こども園や保育所等において、教育・保育を提供できる体制をつくる。	保育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>発達支援児保育実施園 公立:10園 私立保育所:34園 認定こども園:8園 小規模保育施設:2園 事業所内保育施設:3園</li> <li>医療的ケア児受入れ園 民間:4施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施園:61園</li> <li>受け入れ児童:延157人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施園:67園</li> <li>受け入れ児童:延177人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施園:66園</li> <li>受け入れ児童:延218人</li> </ul>	<p>【評価(成果や課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各私立保育施設の児童の受入や職員配置、事業実施などの状況に応じて、適切に補助を実施することにより、新たな施設での受け入れが進み、児童の発達状況に応じたきめ細かな保育体制の支援に繋がった。</li> </ul> <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発達支援児の健全な発達を促すため、教育・保育施設等でのさらなる受入れを促進し、保育サービスを必要とする子育て世帯が安心して利用できるよう、支援の充実に取り組んでいく。</li> </ul>
	継続	25	ファミリーサポートセンター事業の実施	一時的又は臨時的に子どもを預けることで、仕事その他の活動と育児を両立できる環境整備や、児童の福祉の向上を図るため、協力会員(育児の援助を行うことを希望する者)と依頼会員(育児の援助を受けることを希望する者)が相互に援助しあう、地域に根ざした子育て活動を支援する。	子ども未来課	<ul style="list-style-type: none"> <li>会員数:2,716名 依頼会員:2,013名 協力会員:509名 両方会員:194名</li> <li>活動件数:13,580件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会員数:2,792名 依頼会員:2,059名 協力会員:528名 両方会員:205名</li> <li>活動件数:14,560件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会員数:2,743名 依頼会員:2,023名 協力会員:516名 両方会員:204名</li> <li>活動件数:12,552件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会員数:2,766名 依頼会員:2,040名 協力会員:519名 両方会員:207名</li> <li>活動件数:14,623件</li> </ul>	<p>【評価(成果や課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画策定時(平成29年度)の援助活動よりも多く実施されるなど、地域による子育て家庭の支援を推進することができた。</li> <li>子どもたちの健やかな育ちを地域で支える環境を充実させるため、引き続き協力会員数の増加を図っていく必要がある。</li> </ul> <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協力会員の募集チラシの更新や、協力会員の割合が低い地域における制度説明会の実施など、協力会員確保のための周知を強化していく。</li> </ul>
	継続	26	宮っ子ステーション事業の充実	放課後等における児童の健全育成を図るため、留守家庭児童の生活の場である「子どもの家等事業」と体験や交流活動などを行う「放課後子ども教室事業」を一体的に実施し、子どもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを行う。	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用実績:23,109名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>延べ地域活動者数:22,665名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宮っ子ステーション事業 子どもの家の数: 67施設(市内67小学校) 放課後子ども教室実施校: 53小学校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宮っ子ステーション事業 子どもの家の数: 67施設(市内67小学校) 放課後子ども教室実施校: 53小学校 / 目標値64小学校(R3)</li> </ul>	<p>【評価(成果や課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放課後子ども教室については、様々な放課後活動を通して児童の自主性や社会性の向上を図るなど、安定的・継続的な運営ができるよう支援を行った。</li> <li>子どもの家については、適正な管理等ができるよう、定期及び随時の訪問調査や事業者からの報告等により運営状況を把握しながら、必要な支援・指導を実施した。また、指定管理者を導入していない子どもの家についても、地域へ運営を委託し適正な運営を図るとともに、関係課と調整を図りながら指定管理者を選定するなど、令和4年度からの全ての子ども家における指定管理者による運営開始に向けて取り組んだ。</li> </ul> <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放課後子ども教室については、今後も継続して、未実施校へ積極的に足を運びながら働きかけを行うとともに、実施校区に対しては、地域ぐるみで子どもを育む環境づくりの充実に向け、コーディネータ向けの研修会・事例発表会などによる質の向上や、財政面からの支援等を行っていく。</li> <li>子どもの家については、今後も、全ての子ども家について、持続的で安定した運営ができるよう、定期及び随時の訪問調査や事業者からの報告等により運営状況を把握するなど、必要な支援・指導を実施していく。</li> </ul>
	拡充	27	仕事と育児・介護等の両立に向けた意識啓発講座等の実施	仕事と生活が充実し好循環を生み出す環境づくりに向け、「仕事と育児・介護等の両立」をテーマに、介護離職を予防するため、介護保険制度の周知等の講座等を実施する。	男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>講座実施回数:3回 参加人数:延べ48名</li> <li>働く女性のwin-win-win講座③ 「介護と仕事を無理なく両立する3つのポイント」</li> <li>「子育てママの作戦会議」 「子育てママのステキな働き方」</li> <li>「育休ママの職場復帰準備セミナー」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>講座実施回数:2回 参加人数:延べ48名</li> <li>「子育てママの作戦会議」 「子育てママのステキな働き方」</li> <li>「育休ママの職場復帰準備セミナー」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>講座実施回数:2回 参加人数:延べ21名</li> <li>「子育てママの再就職準備セミナー」</li> <li>「育休ママの職場復帰準備セミナー」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>講座実施回数:1回 参加人数:10名</li> <li>「育休ママの職場復帰準備セミナー」</li> </ul>	<p>【評価(成果や課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>育休後職場復帰する際に生じる様々な不安の解消法を学ぶ講座を実施し、育児と仕事との両立についての意識醸成を図ることができた。</li> </ul> <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、ライフイベントに合わせた就労を実現するため、女性に必要な情報を習得するセミナーを実施するほか、男性の育休取得や家庭参画を促すことができるよう、講座内容の拡充を図る。</li> </ul>
	継続	28	結婚活動支援事業の実施	結婚を希望する独身男女が幸せな家庭を築きながら、仕事も責任も分かち合い、共生できる社会を実現するため、結婚観の意識の醸成や結婚の希望を叶える支援等を行う。	男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>結婚活動支援事業 実施回数:7回 参加人数:計371名 (男性191名 女性180名)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>結婚活動支援事業 実施回数:7回 参加人数:計242名 (男性222名 女性199名)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>結婚活動支援事業 実施回数:5回 参加人数:計244名 (男性131名 女性113名)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>結婚活動支援事業 実施回数:5回 参加人数:計171名 (男性86名 女性85名)</li> </ul>	<p>【評価(成果や課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業対象者のニーズを分析し、結婚の希望を叶えるノウハウを用いて、効果的に事業を遂行するため、民間事業者の業務委託により実施する。また、事業対象者の結婚の希望を叶えられるよう、本市のみならず、県など様々な情報を提供し、結婚観の醸成につなげる必要がある。</li> </ul> <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県などと連携し、様々な機会を通して、結婚を希望する男女が幸せな家庭を築けるよう、結婚に有用な情報を提供する。</li> </ul>
	継続	29	介護保険事業の着実な実施	高齢者等が、住み慣れた地域で、いつまでも安心して自立した生活が送れるよう介護保険事業を着実に実施するとともに、制度の利用方法やサービス内容について情報提供を行う。	高齢福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>「介護保険の手引き」の発行 (配布先:各地区市民センター・出張所、地域包括支援センター、高齢福祉課窓口等) 作成部数:13,000部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「介護保険の手引き」の発行 (配布先:各地区市民センター・出張所、地域包括支援センター、高齢福祉課窓口等) 作成部数:13,000部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「介護保険の手引き」の発行 (配布先:各地区市民センター・出張所、地域包括支援センター、高齢福祉課窓口等) 作成部数:13,000部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「介護保険の手引き」の発行 (配布先:各地区市民センター・出張所、地域包括支援センター、高齢福祉課窓口等) 作成部数:13,000部</li> </ul>	<p>【昨年度の評価(成果や課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各配布施設において介護保険の手引きを配布するほか、実際に介護保険の利用が必要な方には、申請方法や利用できるサービス等について情報提供を行うことができた。</li> </ul> <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護サービスを必要とする高齢者やその家族等が、申請手続きや利用できるサービス、サービス提供事業者等への理解を深め、円滑にサービスを利用できるよう、「介護保険の手引き」を作成し、窓口等で配布するほか、これらを活用して出前講座を実施するなど、介護保険制度の周知啓発に取り組む。</li> </ul>
	継続	30	家族介護教室の実施	要介護高齢者の状態の維持・改善を図り、介護者が安心して介護が続けられるよう、適切な介護知識・技術習得のための講話及び講習や、介護に関する相談窓口の紹介、介護者同士の情報交換等を行う。	高齢福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族介護教室の実施 実施会場:46会場 実施回数:60回 参加人数:921名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族介護教室の実施 実施会場:43会場 実施回数:52回 参加人数:816名</li> <li>※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため6回中止となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族介護教室の実施 実施会場:38会場 実施回数:47回 参加人数:533名</li> <li>※新型コロナウイルス感染症の影響により、9回、台風で2回、合計11回中止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族介護教室の実施 実施会場:30会場 実施回数:39回 参加人数:516名</li> </ul>	<p>【評価(成果や課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の拡大防止などのため、実施率や参加者は減少したが、参加者アンケートからは、「期待した内容が確認できてよかった」、「満足した」、「また参加したい」といった意見が多数あり、適切な介護知識・技術の習得につながった。</li> </ul> <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じながら、事業を継続するとともに、介護を取り巻く最新の情報や参加者のニーズに応じた内容を検討していく。</li> </ul>

● ★	⑦働きやすい職場環境整備に向けた支援	継続	31	男女共同参画推進事業者表彰(きらり大賞)の実施	男女がともに参画できる社会づくりの促進を図るため、性別にかかわらず個性と能力を發揮できる働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる事業者を称え表彰する。	男女共同参画課	・男女共同参画推進事業者表彰受賞事業者:3事業者	・男女共同参画推進事業者表彰受賞事業者:3事業者	・男女共同参画推進事業者表彰受賞事業者:5事業者 累計受賞事業者:39事業者	・男女共同参画推進事業者表彰受賞事業者:6事業者 累計受賞事業者数:44事業者	【評価(成果や課題)】 ・多くの企業が事業者表彰「きらり大賞」を受賞し、事業者表彰受賞事業者の取組内容について、ポスター等を活用し、学生等に広く周知することにより、男女が共に働きやすい職場づくりの促進を図ることができた。 【今後の取組方針】 ・更なる応募事業者の増加に向け、他団体等や他事業との連携による周知の強化のほか、募集期間の拡充等を実施する。
		新規	32	事業所における従業員の健康づくりの促進	事業主や健康管理担当者を対象とした講演会や研修会による啓発により、働く世代の健康づくりに対する意識を高めるとともに、従業員等を対象とした健康に関する講座の開催や健康情報の提供などを実施する。	健康増進課	・働く人の健康づくり講演会の開催 演題:経営の視点から考える従業員健康づくり 参加人数:114名 ・事業所への出前講座の実施 実施回数:46回 利用団体:46社 参加人数:1,994名 ・職域に対する健康情報の提供 (配布先:清原・平出工業団地などに立地する事業所) 配布事業所数:延2,613社	・働く人の健康づくり講演会の開催 演題:働く世代のメンタルヘルス対策について 参加者数:142名 ・事業所への出前講座の実施 実施回数:41回 利用団体:41社 参加者数:1,824名 ・職域に対する健康情報の提供 配布先:清原・平出工業団地などに立地する事業所 配布事業所数:延2,975社 ・職場における健康づくり応援サイトの開設【新規】 事業主や健康管理担当者が主体的に健康づくりに取り組めるよう、健康情報を集約したサイトを本市ホームページに開設。 ・健康づくり事業者表彰 事業者数:21社	・働く人の健康づくり講演会(動画配信) <実施テーマ> ウィズコロナ、人生100年時代における働く人の健康づくり 視聴回数:188回 ・事業所への出前講座 実施回数:10回 利用団体:延10社 参加者数:267名 ・職域に対する健康情報の提供 (配布先:清原・平出工業団地などに立地する事業所) 配布事業所数:延1,069社 ・職場における健康づくり応援サイトの運営 事業主や健康管理担当者が主体的に健康づくりに取り組めるよう、健康情報を集約したサイトを本市ホームページで公開。 ・健康づくり事業者表彰 事業者数:29社	<実施テーマ> コロナ禍における働く人の生活習慣病予防 視聴回数:278回 ・事業所への出前講座 実施回数:6回 利用団体:延6社 参加者数:195名 ・職域に対する健康情報の提供 (配布先:清原・平出工業団地などに立地する事業所) 配布事業所数:延1,018社 ・職場における健康づくり応援サイトの運営 事業主や健康管理担当者が主体的に健康づくりに取り組めるよう、健康情報を集約したサイトを本市ホームページで公開。 ・健康づくり事業者表彰 事業者数:23社	【評価(成果や課題)】 ・栄養士や保健師などの専門職を事業所に派遣する出前講座や動画配信による健康づくり講演会を実施したところ、動画については多くの視聴があるなど、職場における健康づくりの推進に寄与した。今後も主体的に健康づくりに取り組む事業所の拡大を図る必要がある。 【今後の取組方針】 ・職域における健康づくり活動の充実や主体的に健康づくりに取り組む事業所の拡大を図るため、事業主等を対象とした講演会の開催や応援サイト等を活用した情報提供を行うとともに、糖尿病の発症予防、重症化予防に向けて積極的な支援が必要な業種(建設業、運輸業・郵便業)に対する取組を強化する。
		継続	33	勤労者向けWLB啓発セミナーの実施	勤労者自身が働き方を見直し、WLBを推進するきっかけとなるよう、勤労者を対象とした啓発セミナーを実施する。	男女共同参画課	講座実施回数:4回 参加人数:延べ38名 ・働き方マネジメント講座 一般社員向け(全2回) ・WLBセミナー 仕事と生活の両立を本気で考える(1) ・WLBセミナー 仕事と生活の両立を本気で考える(2)	講座実施回数:3回 参加人数:延べ44名 ・働き方マネジメント講座 一般社員向け(全2回) ・WLBセミナー① 私の幸せと仕事の充実 ・WLBセミナー② ストレスに強くなる!人間関係の境界線(バウンダリー)がわかる講座	・WLBセミナー 実施回数:1回 参加人数:8名	・WLBセミナー 実施回数:2回 参加人数:40名	【評価(成果や課題)】 ・コロナ禍においても、確実に講座を実施するため、オンラインの手法を用い、講座を実施したほか、オンラインの活用を学ぶ講座を実施することで、ワークライフバランスの啓発を行うことができた。 【今後の取組方針】 ・講座のテーマや内容について、宇都宮商工会議所やみやシャイン女性活躍推進協議会構成団体と連携し、勤労者と経営者のニーズ等を踏まえて企画するほか、今後も、オンラインを用いた講座を実施することから、事前に使い方を学ぶ講座を実施していく。
		拡充	34	WLB実践ガイドブックの配布	市内各事業所におけるWLBの実現に向けた雇用環境の整備やその取組を促すため、WLBの取組に加え、労働法や労働環境改善策に係る知識の普及に繋がる有効な各種情報をまとめたガイドブックを事業所訪問等において配布する。	男女共同参画課	・WLB実践ガイドブックの作成・配布 配布部数:2,500部	・WLB実践ガイドブックの配布 8,000社 (配布手法を紙媒体から電子媒体へ移行)	・WLB実践ガイドブックの配布 配布数:8,020社	・WLB実践ガイドブックの配布 配布数:約8,500社	【評価(成果や課題)】 ・多くの企業が事業者表彰「きらり大賞」を受賞し、好事例の発信を行ったことや、企業向けガイドブックを、県や商工会議所のメールマガジン等で発信したことにより、働きやすい職場づくりの促進を図ることができた。 【今後の取組方針】 ・引き続き、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む事業者の裾野を広げ、多様な取組を促進するため、「みやシャイン女性活躍推進協議会」や関係課等と連携しながら、より一層効果的な啓発を行う。
		継続	35	労働環境啓発冊子の作成・配布	雇用促進と労働環境の向上を図るため、雇用・労働に関する各種制度や事業、勤労者のための福利厚生制度に関する冊子を作成・配布し周知啓発を行う。	商工振興課	・事業者向け・勤労者向けガイドの作成 ・各事業所への配布等による、雇用に関する各種助成制度等の周知及び雇用への誘引・作成 ・配布部数(2種):各2,500部 ・ホームページ掲載	・事業者向け・勤労者向けガイドの作成 ・周知事業所数:8,450事業所 ・ホームページへの掲載、各工業団地、関係団体を通じた周知	・事業者向け・勤労者向けガイドの作成・配布 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、事業中止	・事業所便利帳、サポートガイド改訂 ・市ホームページでの周知	【評価(成果や課題)】 ・ガイドを活用し、制度等の周知啓発を継続するとともに、新型コロナウイルス感染症の状況も見極めながら、社会情勢に応じた「在籍型」や「テレワーク」などの必要とされる情報を盛り込んだガイドを作成し、市ホームページ等を活用して情報を発信した。引き続き、効果的な情報発信の手法について検討する必要がある。 【今後の取組方針】 ・より多くの事業者・勤労者等へ適切な情報を発信するため、関係機関等で実施される新型コロナウイルス感染症にかかる雇用支援・就労支援対策の動向なども注視しながら、事業者及び勤労者への時勢を捉えた、効果的な情報発信の手法等を検討・実施していく。
		継続	36	「宇都宮まちづくり貢献企業認証制度」の認証	企業・市民・行政の協働によるまちづくりのため、CSR(企業の社会的責任)活動に取り組む企業を対象に、「宇都宮まちづくり貢献企業」(認証内容の一つにWLBを設定)を認証する。	商工振興課	・宇都宮まちづくり貢献企業認証制度CSRセミナー:1回 認証制度説明会:1回 認証式:1回	・宇都宮まちづくり貢献企業認証制度CSRセミナー:1回 認証制度説明会:1回 認証式:1回	・宇都宮まちづくり貢献企業認証制度CSR認証企業更新件数:28件	・宇都宮まちづくり貢献企業認証制度CSR認証企業新規件数:8件 CSR認証企業更新件数:12件	【評価(成果や課題)】 ・CSR活動企業の社会的価値を高める「CSR認証制度」を実施し、企業のCSR活動の活性化を促すことにより、企業と地域との協働のまちづくりを着実に推進した。令和2年度以降については、例年実施している認証企業向けCSRセミナーや認証式を中止したが、代替事業の実施などにより、制度の周知・理解促進を図った。今後は、認証企業への支援策について、建設業を中心に恩恵を受けやすい支援内容となっていることから、建設業以外の企業も魅力を感じられる恩恵を検討する必要がある。 【今後の取組方針】 ・市民、企業に対するCSR活動の普及・啓発を図るためには、「CSR認証企業」の拡充を図ることが重要であることから、融資や入札加点以外にも事業者の人材確保に向けた支援策など、既存の認証企業及び新規申請企業が魅力を感じられる恩恵を検討するほか、親和性の高いSDGsの考え方と本制度の紐づけなどを実施しながら、引き続き「CSR認証制度」を推進していく。

継続	37	中小企業の一般事業主行動計画策定支援	働きやすい職場環境とするため、職場環境改善や多様な働き方の実現に向けた取組や、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する中小企業に対し、コンサルタント派遣等の支援を行う。	男女共同参画課	再掲(No.19)	再掲(No.19)	再掲(No.19)	再掲(No.19)	再掲(No.19)
新規	38	多様で柔軟な働き方の推進	勤労者個々人の事情や仕事の内容に応じて、テレワークなど、多様で柔軟な働き方が選択できるよう、企業に対し、好事例の紹介などを通じた啓発、働きかけを行う。	男女共同参画課 商工振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>WLB実践ガイドブックの作成・配布: 2,500部</li> <li>事業者向け・勤労者向けガイドの作成及び各事業所への配布: 各2,500部</li> <li>ホームページ掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【商工振興課】</li> <li>事業者向け・勤労者向けガイドの作成</li> <li>周知事業所数: 8,450事業所</li> <li>ホームページへの掲載, 各工業団地, 関係団体を通じた周知</li> <li>【男女共同参画課】</li> <li>WLB実践ガイドブックの周知: 8,000社 (配布手法を紙媒体から電子媒体へ移行)</li> <li>事業者向け・勤労者向けガイドの作成及び各事業所への配布: 各2,500部</li> <li>ホームページ掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【商工振興課】</li> <li>事業者向け・勤労者向けガイドの作成・配布</li> <li>※新型コロナウイルス感染症の影響により, 事業中止</li> <li>【男女共同参画課】</li> <li>WLB実践ガイドブックの配信</li> <li>メールマガジンを活用した配信数: 8,020社</li> <li>広報うつのみやへの掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【商工振興課】</li> <li>事業所便利帳, サポートガイド改訂</li> <li>市ホームページでの周知</li> <li>【男女共同参画課】</li> <li>WLB実践ガイドブックの配信</li> <li>メールマガジンを活用した配信数: 約8,500社</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【評価(成果や課題)】</li> <li>＜商工振興課＞</li> <li>ガイドを活用し, 制度等の周知啓発を継続するとともに, 新型コロナウイルス感染症の状況も見極めながら, 社会情勢に応じた「在籍型出向」や「テレワーク」などの必要とされる情報を盛り込んだガイドを作成し, 市ホームページ等を活用して情報を発信した。引き続き, 効果的な情報発信の手法について検討する必要がある。</li> <li>＜男女共同参画課＞</li> <li>企業向けガイドブックを, 県や商工会議所のメールマガジン等で発信したことにより, 働きやすい職場づくりの促進を図ることができた。</li> <li>今後, 育児介護休業法の改正に伴い, 男性の育児休業取得が一層求められることから, 企業や市民向けの啓発強化が必要となる。</li> <li>【今後の取組方針】</li> <li>＜商工振興課＞</li> <li>より多くの事業者・勤労者等へ適切な情報を発信するため, 関係機関等で実施される新型コロナウイルス感染症にかかる雇用支援・就労支援対策の動向なども注視しながら, 事業者及び勤労者への時勢を捉えた, 効果的な情報発信の手法等を検討・実施していく。</li> <li>＜男女共同参画課＞</li> <li>男性の育児休業取得率の向上などの男女ともに働きやすい職場づくりに向け, 商工会議所等と連携し, 中小企業に向けた好事例の発信や, 男性向け啓発講座等に取り組むとともに, 社労士による働きかけ等を行っていく。</li> </ul>
継続	39	労働相談の実施	個別労使紛争の早期かつ円満な解決を図るため, 労働に関する諸問題について社会保険労務士等が総合的に相談に応じる相談会を実施する。	商工振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険労務士等による相談の実施</li> <li>毎月2回 (第2木曜日, 第4火曜日)</li> <li>実施回数: 24回</li> <li>相談者数: 39名(件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険労務士等による相談の実施</li> <li>毎月2回 (原則第2木曜日, 第4火曜日)</li> <li>実施回数: 24回</li> <li>相談者数: 40人(件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険労務士等による相談の実施</li> <li>毎月2回 (原則第2木曜日, 第4火曜日)</li> <li>実施回数: 24回</li> <li>相談者数: 30名(件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険労務士等による相談の実施</li> <li>毎月2回 (原則第2木曜日, 第4火曜日)</li> <li>実施回数: 24回</li> <li>相談者数: 52名(件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【評価(成果や課題)】</li> <li>勤労者・事業主を対象に労働諸問題に関する総合的相談を実施することで, 個別労使紛争等の早期解決を図った。労働環境の維持・向上を促進するためには, 継続して相談機会を提供するとともに, 個別労使紛争等の早期解決に向けた効果的な取組が重要である。</li> <li>【今後の取組方針】</li> <li>引き続き, 労務関係の専門家である社会保険労務士による相談事業を実施するとともに, 労働関係法令違反が疑われる案件については栃木労働局等へ相談をつなぐなど関係機関等との連携を強化し, 個別労使紛争等の早期解決を図る。</li> </ul>
廃止	40	勤労者健全育成事業補助金	市内勤労者の健全な育成を図るため, 市内に事業所のある中小企業の集合体又は労働組合の集合体が勤労者の健全な育成に必要な事業を実施する場合の費用の一部を補助する。	商工振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金交付団体数: 2団体 (宇都宮地区労働組合会議, 連合栃木宇河地域協議会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金交付団体数: 1団体 (宇都宮地区労働組合会議)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>【今後の取組方針】</li> <li>勤労者の健全な育成や働きやすい職場環境の整備は社会全体で取り組むべき課題として認識が強まっており, 国や県等の関係機関において, 「栃木働き方改革推進支援センター」の設置や「働き方改革セミナー」の開催など, 支援事業の充実が図られていることから令和元年度をもって廃止とした。</li> </ul>
新規	41	オフィス企業立地支援補助金	女性の求職者が多い事務的職業の受け皿の確保に向け, 本市に事務職を雇用する「オフィス」を新設・増設する企業を対象に, 賃借料家賃や改修費, 地元雇用促進等に対する支援策の充実を図り, オフィス系企業の誘致を進める。	産業政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>交付実績: 1社2件 (賃借料補助, 改修費補助)</li> <li>事前相談件数: 1件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オフィス企業立地支援補助金の申請受付【実績4社】</li> <li>オフィス企業立地支援補助金の従業員規模要件の見直し (単独事業所の場合6名以上)</li> <li>宇都宮市企業誘致セミナーin東京の開催【68社, 130名参加】</li> <li>空きオフィスバンクの登録【実績5件】</li> <li>東京圏を中心とした企業や支援機関等への補助制度等の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オフィス企業立地支援補助金申請受付: 4社</li> <li>都内に設置した「宇都宮サテライトオフィス」を活用した東京圏企業等へのPR</li> <li>補助対象にシェアオフィス等使用料を追加 (令和3年4月施行)</li> <li>支援機関やシェアオフィス開設事業者等への補助制度等の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前協議受付【実績3社】</li> <li>交付決定【実績5社】</li> <li>都内に設置した「宇都宮サテライトオフィス」を活用した東京圏企業等へのPR</li> <li>支援機関やシェアオフィス開設事業者等への補助制度等の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【評価(成果や課題)】</li> <li>補助金の活用実績は, 堅調に推移しており, 新型コロナウイルス感染症の影響下においても, 市の支援制度を通じたオフィス企業の集積が進展している。</li> <li>新型コロナウイルス感染症を契機として, 首都圏を中心に働き方やオフィスニーズが変容する中, それらの変化に対応したオフィス企業の立地促進が求められる。</li> <li>【今後の取組方針】</li> <li>都内に設置した宇都宮サテライトオフィスを活用しながら, 本市の優れたビジネス環境や充実した補助制度を効果的にPRすることで, オフィス企業の変なる立地促進を図る。</li> <li>企業にとってより活用しやすく, 実効性のある制度への見直しの検討を行う。</li> </ul>

施策の方向4 地域・社会における男女共同参画の推進

重点施策	施策			事業番号	具体的な取組	事業概要	主管課	実績				評価(成果や課題)と今後の取組方針
	女性活躍推進法	施策の名称	方向性					H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
● ★ ⑧女性のチャレンジへの支援			継続	42	女性向け就職情報の提供	女性が社会のさまざまな分野で能力を発揮し、活躍できるよう、就職情報を提供する。	男女共同参画課	・女性向け就職情報提供 実施回数:48回	・女性向け就職情報提供 実施回数:48回	・女性向け就職情報提供 実施回数:48回	・女性向け就職情報提供 実施回数:48回	【評価(成果や課題)】 ・ハローワークの就職情報を提供することで、就労に向けた支援を行うことができた。 【今後の取組方針】 ・就職情報の提供について、セミナー等を通し、より多くの人に周知を行っていく。
			継続	43	プチ起業講座の実施	女性の起業を支援するため、起業の基本的知識を学ぶ講座を実施する。	男女共同参画課	・プチ起業講座 実施回数:年4回 参加人数:延べ102名	・プチ起業講座 実施回数:4回 参加人数:延べ84名	・プチ起業講座 実施回数:3回 参加人数:延べ51名	・プチ起業講座 実施回数:2回 参加人数:延べ34名	【評価(成果や課題)】 ・出産・育児等により就業を中断した女性のキャリア形成の1つとして、起業の講座を開催することにより、一人ひとりに合った方法での女性の社会進出を支援し、就労の場における男女共同参画の推進を図ることができた。 【今後の取組方針】 ・参加者のアンケート結果を踏まえ、講師とも連携し、内容や構成に反映させながら、講座を企画・実施していく。
			新規	44	女性チャレンジショップの実施	女性の起業を後押しするため、「将来的に自分のお店を持ちたい」と考えている女性に対し、実践を学ぶ機会を提供する。	男女共同参画課	実施回数:1回	・プレ・マーケットの実施:1回 ・フォローアップ講座の実施:1回	※各種講座参加者に対し、様々な出展機会の情報提供の実施	※各種講座参加者に対し、様々な出展機会の情報提供の実施	【評価(成果や課題)】 ・講座参加者に対し、県のフェスタインバルティの情報提供を行ったものの、令和2年度以降は、様々なイベントが中止やオンライン化したことで、実際の出展機会は限定的であった。 【今後の取組方針】 ・引き続き、県と連携し、フェスタインバルティへと誘導を行うほか、様々なイベントやオンラインの活用などの情報提供を行うことで、女性の起業を支援していく。
			継続	45	就職マッチング事業	出産・育児等を理由に離職した女性求職者の再就職を促進するため、就職に必要なスキルや知識を身に付ける講座の実施から就職斡旋までを一連の流れでサポートするマッチング事業を実施する。	商工振興課	・就職に必要なプログラム(研修、資格取得講座、職場体験、キャリアカウンセリング)を実施した上での就職斡旋 ・女性再就職コース参加人数:11名(うち就職者2名)	・就職に必要なプログラム(研修、資格取得講座、職場体験、キャリアカウンセリング)を実施した上での就職斡旋 ・女性コース参加者:17名(うち就職者12名)	・就職マッチング事業 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、事業中止	・合同説明会の実施 実施回数:1回 参加企業数:8社 参加者数:18名	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・令和3年度において、就職マッチング事業の実施内容について、求職者と求人企業のマッチングの機会創出に特化した「求人企業合同説明会の実施」へと変更し、市で直接実施している「就職相談」及び「就職セミナー」の受講者を説明会の参加に繋げるなど、市の複数事業と連携させた合同説明会を実施した。今後は、求職者と求人企業のニーズを有機的に結びつけるため、より効果的なマッチング機会の創出・支援を図り、早期就職を支援する必要がある。 【今後の取組方針】 ・より効果的に求職者の早期就職を支援するため、対象者や職種を限定するなど、求職者や企業のニーズを有機的に結びつけた合同説明会を実施する。また、マッチング機会の創出・支援を図るため、市独自の事業等を有効に活用する。ただし、事業実施においては、新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、実施時期等について慎重に判断するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染対策を徹底する。
			継続	46	自立支援給付金事業	ひとり親の主体的な能力開発の支援及び就業に有利な資格取得を容易にするため、教育訓練対象講座費用の一部助成や修業中の生活費の負担軽減のための給付等を行う。	子ども家庭課	・自立支援教育訓練給付金 受給者数:9名	・自立支援教育訓練給付金 受給者数:19名	・高等職業訓練促進給付金 受給者:31名 ・自立支援教育訓練給付金 受給者:6名	・高等職業訓練給付金 受給者:23名 ・自立支援教育訓練給付金 受給者:8名	【評価(成果や課題)】 ・就労に必要な資格の習得や資格取得による労働収入の増加に意欲のあるひとり親に対し、積極的な制度周知を行い、更なる利用の促進に取り組む必要がある。 【今後の取組方針】 ・国において、高等職業訓練給付金の支給要件の緩和や、専門実践教育訓練給付金対象講座に関する支給上限も拡大(20万円×修業年⇒40万円×修業年)したことから、引き続き、ひとり親の資格の取得に係る各種支援事業について、児童扶養手当現況届や自立支援員による窓口相談などの機会を活用し、積極的な制度の案内・周知に取り組む。
		継続	47	学び直しの支援	社会の変化に対応するための学び直しを支援するため、大学や専門学校等の実施する公開講座等の情報提供などを行う。	生涯学習課	市ホームページにおける学び直しの情報掲載 ・中学校卒業程度認定試験 ・高校卒業程度認定試験 ・大学の公開講座 ・就職(再就職)につながる講習 など	市ホームページにおける学び直しの情報掲載 ・中学校卒業程度認定試験 ・高校卒業程度認定試験 ・大学の公開講座 ・就職(再就職)につながる講習 など	市ホームページにおける学び直しの情報掲載 ・中学校卒業程度認定試験 ・高校卒業程度認定試験 ・大学の公開講座 ・就職(再就職)につながる講習 など	・社会人の学び直しに係る学習機会の拡充 0回/目標値3回(R3) ・市ホームページにおける学び直しの情報掲載 HP掲載(リンク先の掲載) 広報紙2回 <掲載内容> 中学校卒業程度認定試験 高校卒業程度認定試験 大学の公開講座 就職(再就職)につながる講習 など	【評価(成果や課題)】 ・新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、スキルアップや就職等につながる専門的な学習機会の提供について高等教育機関との連携した学習機会の提供ができなかったが、引き続き、高等教育機関等から様々な学習情報を収集し、広報紙や市ホームページ上で学び直しに関する情報提供や市民意識の醸成に取り組んだ。 【今後の取組方針】 ・学び直しに関する情報の収集と提供を継続しながら、スキルアップや就職等につながる専門的な学習機会の提供について、各大学や職業訓練所などとの連携をはじめとする、効果的な実施方法を検討する。	



⑨地域における男女共同参画の推進	継続	48	市民企画講座の実施	男女共同参画推進団体として活動する団体と講座の運営を協働で行うことにより、団体活動を促進し支援する。	男女共同参画課	・市民企画講座 講座実施回数：6回 延べ参加人数：214名	・市民企画講座 講座実施回数：10回 延べ参加人数：299名	・市民企画講座 実施回数：2回 延べ参加人数：29名	・市民企画講座 実施回数：6回 延べ参加人数：137名	【評価(成果や課題)】 ・コロナ禍においても団体活動を促進していくため、新たな団体とも積極的に協働し、幅広いテーマで講座を実施していく必要がある。 【今後の取組方針】 ・男女共同参画に関連する団体のみならず、サークルや企業等と連携し、新たな層への啓発を行うとともに、オンラインや連続講座など様々な手法を取り入れ、連携団体と協働で男女共同参画への理解を深めていく。
	拡充	49	防災活動や災害発生時における男女共同参画の推進	「宇都宮市地域防災計画」に基づき、女性や要配慮者等の多様な視点に配慮した避難所運営ができるよう、平常時より地域と行政との連携体制を構築するとともに、男女共同参画の視点からの啓発講座や出前講座等を実施し、その視点の重要性について啓発する。	危機管理課 男女共同参画課	【危機管理課】 ・「第2次宇都宮市防災備蓄・調達計画」において、女性や要配慮者等の視点を踏まえた生活環境確保対策のため、備蓄の見直しを実施・防災出前講座の実施 実施回数：37回 参加人数：2,185名 【男女共同参画課】 ・1回開催(3回連続講座) 参加人数：50名	【危機管理課】 ・「宇都宮市避難所開設・運営ガイドライン」の作成 単身女性や母子世帯など、女性のみ世帯が安心して休めるよう可能な範囲で女性専用スペース確保するよう明記。 【男女共同参画課】 ・防災出前講座 実施回数：34回 参加人数：1,501人	【危機管理課】 ・「宇都宮市避難所開設・運営ガイドライン」の周知 ・防災出前講座 実施回数：28回 参加人数：1,127名 【男女共同参画課】 ・男女共同参画の視点からの防災講座 実施回数：1回 参加者：7名	【危機管理課】 ・「宇都宮市避難所開設・運営ガイドライン」の周知 【男女共同参画課】 ・防災出前講座 実施回数：13回 参加人数：450名	【評価(成果や課題)】 ・災害時の女性や要配慮者等の視点を踏まえた避難所運営を定めた「宇都宮市避難所開設・運営ガイドライン」について、引き続き、庁内外に周知するとともに、さらに理解を深めていくため、継続的な取組が必要である。 【今後の取組方針】 ・引き続き、「宇都宮市避難所開設・運営ガイドライン」に基づく職員研修を実施するとともに、防災訓練や出前講座などの機会を活用し、自主防災組織等に対する周知・啓発を行い、女性や要配慮者等に配慮した避難所運営に係る知識の向上を図る。
	新規	50	まちづくり活動応援事業	まちづくり活動への参加者の増加や活発化を図るため、スマートフォンを活用してまちづくり活動の情報発信と入手ができる仕組みをつくることと、活動への参加に対してポイントを付与し、活動参加のきっかけを創出する。	みんなでまちづくり課	令和元年10月本格運用予定	・まちづくり活動応援事業 活動者登録数 977人 実施団体登録数 89団体 活動延べ人数 1,299人	・まちづくり活動応援事業 活動者登録数：1,221名 実施団体登録数：114団体 活動延べ人数：2,553名	・まちづくり活動応援事業 活動者登録数：1,816名(累計) 実施団体登録数：195団体(累計) 年間活動数：1,254回(単年) 参加人数：3,825名(単年)	【評価(成果や課題)】 ・地域活動団体、NPO、企業等を対象とした事業説明会の開催や、SNSなどを通じた事業PR動画の周知による事業の普及啓発のほか、地域行政機関職員で構成する「まち活応援隊」を新たに立ち上げ、地域団体への登録・活用支援等の働きかけなどを行った結果、活動者等の登録の増加や活動機会の創出を図ることができた。 ・更なる参加促進を図るため、引き続き、地域活動団体、NPO、企業等に対し、本事業の参加方法、仕組みなどについて周知する必要がある。 ・市内全域において、本事業が活用されるよう、参加者(団体・個人)の登録促進や相談支援の充実を図る必要がある。 【今後の取組方針】 ・活動者の「励み」や実施団体の「活力向上」につながるよう、地域行政機関やまちづくりセンターと連携しながら、活動事例集や事業PR動画等を活用し、活動団体等に対する事業の理解促進や参加促進に向けた効果的な方策を検討し、実施していく。
	継続	51	親学出前講座の充実	保護者の家庭教育に対する意識の高揚を図り、もって家庭の教育力の向上を図ることを目的として、学校や保育園、幼稚園、サークル等からの要請により、保護者の集まる機会に、職員等が親学に関する講座を実施する。	生涯学習課	・親学出前講座の実施 実施回数：141回 参加者数：延べ6,394名	・親学出前講座の実施 実施回数：133回 参加者数：延べ5,191名	・親学出前講座の実施 実施回数：26回 参加者数：延べ595名	・親学出前講座の実施 実施回数：45回/ 目標値145回(R3) 参加者数：延べ844名	【評価(成果や課題)】 ・令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、実施回数は大幅に減少したが、感染症対策を講じながら家庭教育支援団体や企業等と連携し、講座を継続することができた。 【今後の取組方針】 ・感染症対策を講じながら、引き続き、事業を推進するとともに、家庭の教育力のより一層の向上を図るため、年長児の保護者懇談会や就学時健康診断など、多くの保護者が集う機会の活用や、数年間実績のない小中学校への個別の働きかけなどに取り組む。
継続	52	生涯学習センターとの連携による男女共同参画推進講座等の実施	各地域における生涯学習活動において、男女共同参画についても学ぶ機会を増やすため、生涯学習センターと男女共同参画推進センターの共催による講演会の実施や、男女共同参画推進センターが講座プログラム等を提供する。	男女共同参画課 生涯学習課	【生涯学習課】 ・生涯学習センターにおける男女共同参画推進講座の実施 講座数：6講座 実施回数：19回 延参加者：335名 【男女共同参画課】 ・生涯学習センターとの情報共有	【生涯学習課】 ・生涯学習センターにおける男女共同参画推進講座の実施 講座数：5講座 実施回数：19回 延参加者：312人 【男女共同参画課】 ・生涯学習センターとの情報共有	・生涯学習センターにおける男女共同参画推進講座の実施 講座数：1講座 実施回数：1回 延参加者：12名	・生涯学習センターにおける男女共同参画推進講座の実施 講座数：3講座 実施回数：3回(その他中止3回) 延参加者：39名	【評価(成果や課題)】 ・新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった講座もあったが、女性の社会進出や男性の育児参加につながる講座を実施した。 ・生涯学習センターと男女共同参画推進センターそれぞれにおいて市民への学習の機会を提供しており、相互に情報提供を行う必要がある。 【今後の取組方針】 ・男女共同参画に係る講座について、新型コロナウイルス感染症に対応した講座実施方法としてICTの活用も進めつつ、男女共同参画推進センターと連携を図りながら男女共同参画推進講座に取り組んでいく。 ・随時、お互いに情報提供を行いつつ、それぞれの特性を生かした市民への学習の機会の提供を行っていく。	

施策の方向5 意思決定過程における男女共同参画の推進

重点施策	施策			事業番号	具体的な取組	事業概要	主管課	実績				評価(成果や課題)と今後の取組方針
	女性活躍推進法	施策の名称	方向性					H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
●	★	⑩市の政策・方針決定過程における女性の登用促進	継続	53	審議会・委員会等への女性登用促進	審議会や委員会等における女性委員の割合を高め、男女がともに政策や方針などの意思決定の場に参画できるようにするため、男女共同参画推進センター等において公募委員の募集情報を積極的に周知する。また、女性の登用促進のための仕組みの検討や、庁内関係各課に働きかけを行う。	男女共同参画課	・庁内への審議会・委員会等における周知啓発 実施回数:1回	・庁内への審議会・委員会等における周知啓発 実施回数:1回	・庁内への審議会・委員会等における周知啓発 実施回数:1回 ・公募委員の周知 周知回数:14回	・庁内への審議会・委員会等における周知啓発 実施回数:8回 ・公募委員の周知 周知回数:29回	【評価(成果や課題)】 ・本市における、審議会・委員会の女性の割合は、上昇傾向ではあるものの、全国と比べて低い状況である。 【今後の取組方針】 ・引き続き、全庁に加え、各審議会・委員会等の改選時期に併せた周知を行うとともに、身近な地域における女性の活躍事例等を発信するなど、女性の更なる登用促進に取り組んでいく。
			拡充	54	女性のためのリーダー養成講座の実施	男女がともに政策や方針などの意思決定の場に参画できるよう、地域や団体等で活躍する女性リーダーを養成するための講座を開催する。	男女共同参画課	・講座実施回数 1回 延べ参加人数:17名 「働き方マネジメント講座 経営者向け」 「働き方マネジメント講座 管理職・中堅社員向け」 ・県主催事業「ウーマン応援塾」 本市参加人数 3名	・講座実施回数 2回 延べ参加人数:17名 「働き方マネジメント講座 経営者向け」 「働き方マネジメント講座 管理職・中堅社員向け」 ・県主催事業「ウーマン応援塾」 本市参加人数4名	・「女性リーダー育成講座」 「女性社員向け講座」 実施回数:2回 延べ参加人数:28名 ・県主催事業「ウーマン応援塾」 本市参加者数:4名	・「女性リーダー育成講座」 「女性自治会長向け講座」 実施回数:2回 延べ参加人数:27名 ・県主催事業「ウーマン応援塾」 本市参加者数:4名	【評価(成果や課題)】 ・商工会議所と連携しながら、女性リーダーの養成を目的とした講座を実施したほか、地域活動を行う女性リーダーを育成するため、女性自治会長同士の意見交換を行う場を提供することにより、女性活躍の推進を図ることができた。 【今後の取組方針】 ・自身のスキルアップを図るほか、参加者同士が意見交換を行える講座を実施していく。
			継続	55	本市の女性職員へのキャリア・アップ研修の実施	将来の女性リーダー育成を視野に、女性職員のキャリア意識の醸成とモチベーションの向上、女性リーダーに求められるスキル等の習得を図るため、女性職員のキャリア・アップ研修を実施する。	人事課	・女性職員のキャリア・アップ研修実施 対象:新任の総括・主任 実施回数:2回 参加人数:58名	・女性職員のキャリア・アップ研修実施 対象:新任の総括・専任、主任 実施回数:2回 参加人数:43名	・女性職員のキャリア・アップ研修 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、事業中止	・女性職員のキャリア・アップ研修実施 対象:主任昇任者 実施回数:1回 参加人数:59名 ※女性職員へのキャリア・アップ研修を変更して実施	【評価(成果や課題)】 ・将来のリーダーの育成に資するよう、男性職員も含め、キャリア複線化前の主任級を対象とし、研修を実施した。 ・職場内や後輩職員の育成に係るリーダーシップの取り方やマネジメントの基礎知識など、管理監督職に求められるスキルを早期から学び、キャリア意識を醸成できるよう、研修内容を一層効果的なものとしていく必要がある。 【今後の取組方針】 ・改善・工夫しながら継続実施予定
			継続	56	本市管理職等職員へのキャリア支援研修の実施	女性職員が仕事と生活の両立を図り、更なる活躍につなげるため、重要な役割を担う管理職等が女性の部下のキャリア支援に必要な考え方や知識の習得を図るため、女性活躍推進キャリア支援研修を実施する。	人事課	・女性活躍推進キャリア支援研修実施 対象:新任の課長級 実施回数:1回 参加人数:28名	・女性活躍推進キャリア支援研修実施 対象:新任の課長級 実施回数:1回 参加人数:21名	・本市管理職等職員へのキャリア支援研修 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、事業中止	・人事評価・人材育成能力向上研修実施 対象:課長級職員 実施回数:2回 参加人数:136名 ※女性活躍推進キャリア支援研修を変更して実施	【評価(成果や課題)】 ・キャリア支援においては、適切な人事評価・人材育成が重要であり、それらの能力を向上させる研修内容を、令和3年度新たに実施した。 ・マネジメント力強化のため、部下育成のための具体的なアドバイス方法や、働き方改革を踏まえたマネジメント方法などの内容を盛り込み、より一層効果的な研修をしていく必要がある。 【今後の取組方針】 ・改善・工夫しながら継続実施予定
★	⑪自営の商工業や農業・林業従事者、地域等における方針決定への女性の参画促進	継続	57	管理職・役員等への女性登用促進に向けた啓発	管理職や役員等、意思決定の場における女性の参画を促進するため、男女が共に参画することの意義や重要性などを分かりやすく示した資料(パンフレット等)を作成・配布し、企業や地域に周知・啓発する。	男女共同参画課	・情報誌の発行:1回	・情報誌の発行:1回	・男女共同参画情報誌「ばーとなーしつぷ」の発行 啓発回数:1回	・男女共同参画情報誌「ばーとなーしつぷ」の発行 啓発回数:1回	【評価(成果や課題)】 ・情報誌を活用し、地域で輝く女性の紹介を行うことで、身近なロールモデルとなるような活躍女性の情報を発信し、女性の様々な分野への参画を促進することができた。 【今後の取組方針】 ・引き続き、様々な分野で活躍する女性を紹介する、市民に親しみやすい情報誌を作成することにより、女性の意思決定の場への参画を促進していく。	

基本目標Ⅲ 人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備  
 施策の方向6 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

施策			実績				評価(成果や課題)と今後の取組方針								
重点施策	女性活躍推進法	施策の名称	方向性	事業番号	具体的な取組	事業概要		主管課	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度			
			継続	58	DVの未然防止対策の推進	DVの未然防止や早期発見につなげるため、被害者等に接する機会が多い民生委員・児童委員、学校関係者、医療関係者、各種行政窓口職員等に対し、DVの理解等を深める啓発に取り組む。	男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員・児童委員等に対する啓発講座 実施回数:5回 参加人数:195名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員・児童委員等に対する啓発講座 実施回数:4回 参加人数:201名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員・児童委員等に対する啓発講座 実施回数:6回 参加人数:154名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員・児童委員等に対する啓発講座 実施回数:7回 参加人数:145名</li> </ul>	【評価(成果や課題)】 ・DVの定義や被害者への対応について学ぶ講座を開催することにより、DVに関する正しい情報を発信することができた。特に、令和3年度においては、新たに実施した「つながりサポート女性支援事業」と連携し、専門家を招いてDVの基礎知識や被害者への対応について学ぶ講座を開催した。 【今後の取組方針】 ・引き続き、地域住民の情報を入手しやすい立場にある民生委員・児童委員等を対象にDV防止啓発や窓口の周知を行うことにより、早期の相談につなげていく。			
			継続	59	相談体制の充実	学校等との連携を強化し、より多くの学校等で継続的に生徒や保護者等にデートDV防止出前講座などを実施する。  広報紙・リーフレットの配布やステッカーの貼付など、様々な機会や手段を活用した広報活動を行う。 医療機関や公共施設のほか、被害者が日常生活で関わる機会のあるところにおける効果的な周知場所を検討し、広報活動を行う。  個々の相談事案に応じて、適切な対応がとれるよう、相談員の専門性の向上に向けた研修を充実する。 被害者の状況に応じて、カウンセリングや法律相談を実施する。 相談内容等に応じて、各種行政手続や自立支援事業の内容などについて教示するとともに、関係部署と情報を共有し、連携を図りながら、相談支援を行う。 とちぎ男女共同参画センターや民間支援団体、市町及び警察等との一層の連携強化を図り、被害者の状況に応じた相談支援を行う。 法律に基づく専門的相談が必要とされる場合は、弁護士や民間支援団体との連携により、相談支援を行う。	男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>デートDV防止出前講座 実施回数:19回 参加人数:2,180名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>デートDV防止出前講座 実施回数:12回 参加人数:1,211名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>デートDV防止出前講座 実施回数:4回 参加人数:509名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>デートDV防止出前講座 実施回数:12回 参加人数:1,220名</li> </ul>	【評価(成果や課題)】 ・これまでの女性相談事業に加え、令和3年度新たに実施した「つながりサポート女性支援事業」を実施する中で、相談窓口の認知度を向上させることができた。また、関係機関との連携・協力により、相談者が抱える個々の事案に応じた相談支援につなげることができた。 【今後の取組方針】 ・コロナ禍の影響による社会的立場の弱い女性からの相談の増加が懸念されることから、相談窓口について、関係機関と連携しながら、周知していく。  【評価(成果や課題)】 ・相談内容が多様化・複雑化していることから、相談に迅速かつ適切な対応ができるよう、庁内児童虐待担当部門との意見交換や県警察官を講師とした庁内研修の実施により、庁内外の関係機関との連携の強化や業務への理解を深め、適切な相談支援につなげることができた。 【今後の取組方針】 ・相談員の外部研修への積極的な参加を促すとともに、内部研修を活用し、相談員の資質の一層の向上に努める。 ・また、関係機関との連携強化のため、子ども家庭支援室と情報交換会を実施するなど、より一層の連携強化を図っていく。			
			継続	60	緊急時における被害者の安全の確保	一時保護における関係機関との連携、保護命令制度の利用を実施する。	男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報紙による相談窓口の周知 周知回数:12回</li> <li>市有施設へのリーフレットの配布 配布回数:1回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報紙による相談窓口の周知 周知回数:12回</li> <li>市有施設へのリーフレットの配布 配布回数:1回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>弁護士相談 実施回数:12回</li> <li>市有施設へのリーフレットの配布 配布回数:1回</li> <li>コロナ禍における、相談窓口の周知の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>弁護士相談 実施回数:12回</li> <li>市有施設へのリーフレットの配布 配布回数:1回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>弁護士相談 実施回数:12回</li> <li>市有施設へのリーフレットの配布 配布回数:1回</li> </ul>	【評価(成果や課題)】 ・相談者と相談員の双方の安全確保が必要である。 ・保護命令制度や証明書の発行を行う際は、事前の聞き取りを適切に行い、迅速に証明書等を交付する必要がある。 【今後の取組方針】 ・危険性によっては、警察への協力要請を行うなど、安全性の確保に努める。 ・保護命令が想定される相談者には、書面回答を行うことを念頭に置き、相談者に適切な情報提供を行い、制度の円滑な利用を行うことができるよう努める。		
								<ul style="list-style-type: none"> <li>弁護士相談 実施回数:86名</li> <li>カウンセリング 実施回数:19名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>弁護士相談 実施回数:84名</li> <li>カウンセリング 実施回数:18名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>弁護士相談 実施回数:73名</li> <li>カウンセリング 実施回数:9名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>弁護士相談 実施回数:71名</li> <li>カウンセリング 実施回数:23名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護命令制度利用 書面回答件数:8件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護命令制度利用 書面回答件数:5件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護命令制度利用 書面回答件数:1件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護命令制度利用 書面回答件数:3件</li> </ul>

⑫配偶者 や恋人から の暴力 対策の推 進(DV対 策基本計 画)	継続	61	被害者の自立 支援体制の充 実	男女共同参画課	<p>各種手続が必要となる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」などを発行するほか、裁判や調停の手続など、被害者が慣れない法的手続を円滑に進めることができるよう、助言・支援等を行う。 関係部署との情報共有・連携を図りながら、被害者の状況や必要に応じて、行政手続等における同行支援を行う。</p>	<p>・被害者同行支援の実施 同行支援した被害者の人数：6名</p>	<p>・被害者同行支援の実施 同行支援した被害者の人数：5名</p>	<p>・被害者同行支援の実施 同行支援した被害者の人数：2名</p>	<p>・被害者同行支援の実施 同行支援した被害者の人数：10名</p>	<p>【評価(成果や課題)】 ・証明書の発行や各種手続きへの助言の他、被害者の状況に応じた支援を行う必要がある。 【今後の取組方針】 ・被害者の置かれた状況に合わせ、関係部署と連携を図りながら、適切な支援を受けられるよう努めていく。</p>
					<p>被害者の安全を確保するため、住民基本台帳事務における支援措置等により、被害者の住所が加害者に漏えいすることを防止する。 情報の共有化を進め、庁内関係課との連携を強化し、関係各課においても被害者の住所等の情報が加害者に漏えいしないよう、厳正な情報管理を行うとともに、マイナンバーなど、マイナンバー制度の運用における情報漏えいを防止する。</p>	<p>・「DV等情報管理責任者」の集約の実施 ・住民基本台帳事務における支援措置 支援措置申出書の発行件数：54件 (市配偶者暴力相談支援センター)</p>	<p>・住民基本台帳事務における支援措置 支援措置申出書の発行件数：55件 (市配偶者暴力相談支援センター)</p>	<p>・住民基本台帳事務における支援措置 支援措置申出書の発行件数：55件 (市配偶者暴力相談支援センター)</p>	<p>・住民基本台帳事務における支援措置 支援措置申出書の発行件数：51件 (市配偶者暴力相談支援センター)</p>	<p>【評価(成果や課題)】 ・庁内関係課と連携を強化し、関係各課においても厳正な情報管理を行う必要がある。 【今後の取組方針】 ・「DV防止庁内連絡調整会議」や窓口職員を対象とした「二次被害防止研修」、「DV被害者対応マニュアル」等において、情報管理の徹底について注意喚起を図っていく。</p>
					<p>被害者の子どもの心身の健康を取り戻すために、民間支援団体と連携しながら、心身回復に向けた支援プログラムやイベント等を実施する。 児童虐待に係る相談等に対し、電話、面接等により必要な支援を強化して行うとともに、関係機関等への案内等を実施する。 発達に何らかの遅れや問題のある被害者の子どもに対して、個々の特性に応じた発達支援を提供する。</p>	<p>・自立支援事業 子どもの参加人数：延べ78名</p>	<p>・自立支援事業 子どもの参加人数：延べ100名</p>	<p>・自立支援事業 子どもの参加人数：延べ90名</p>	<p>・自立支援事業 子どもの参加人数：延べ44名</p>	<p>【評価(成果や課題)】 ・DVの行われている家庭の子どもは、面前DVやその他の虐待を受けていることが多いことから、子どもへのケアを所管する関係機関と連携する必要がある。 【今後の取組方針】 ・子どもの虐待を所管する関係機関と連携し、迅速に必要な支援を行う。 ・面前DVなどを経験した子どもは、生活が落ち着いてもそれまでの反動が出やすいことから、継続的に民間団体と連携し、子どもを支援するプログラムを実施していく。</p>
		<p>一時保護などの危機的状況を脱した被害者とその子どもを対象に、自立に向けた各種講座や相談会など、民間支援団体との連携により協働で取り組む。 事業の実施に当たっては、被害者のニーズを反映した内容等を検討するなど、より充実した事業にしていく。</p>	<p>・自立支援事業 参加人数：延べ242名</p>	<p>・自立支援事業 参加人数：延べ265名</p>	<p>・自立支援事業 参加人数：延べ209名</p>	<p>・自立支援事業 参加人数：延べ169名</p>	<p>【評価(成果や課題)】 ・自立のためには、経済基盤をしっかりと持つことが重要であるため、就労支援に力を入れる必要がある。 【今後の取組方針】 ・就労支援について、より被害者の自立を促進する内容となるよう検討を行う。 ・地域での支援を広げるため、出前講座などを行い、理解促進を図るとともに、地域ボランティアと協力し、支援の強化を図っていく。</p>			
		62	関係機関等との連携・協働によるDV対策の推進	男女共同参画課	<p>庁内の関係部署で構成される「DV防止庁内連絡調整会議」を開催し、事例の検討や取組課題の解決を図るとともに、虐待等に係る関係部署との連携により、取組を効果的に推進する。</p>	<p>・DV防止庁内連絡調整会議 開催回数：1回</p>	<p>・DV防止庁内連絡調整会議 開催回数：1回</p>	<p>・DV防止庁内連絡調整会議 開催回数：1回(書面開催)</p>	<p>・DV防止庁内連絡調整会議 開催回数：1回</p>	<p>【評価(成果や課題)】 ・DV被害者の二次被害の防止のため、DV被害者の窓口における配慮を求めた「パープルカード」を活用し、関係部署等との連携強化を図る必要がある。 【今後の取組方針】 ・引き続き「DV防止庁内連絡調整会議」を開催し、「パープルカード」の活用や二次被害防止の取り組みを促進するほか、虐待等に係る関係部署との連携により、取組を効果的に推進していく。</p>
					<p>関係機関等で構成される「DV対策関係機関ネットワーク会議」を開催し、事例検討や取組課題の解決を図るとともに、「虐待・DV対策連携会議」を開催するなど、虐待等に係る関係機関等との連携により、取組を効果的に推進する。</p>	<p>・虐待・DV対策連携会議 開催回数：1回</p>	<p>・虐待・DV対策連携会議 開催回数：1回</p>	<p>・虐待・DV対策連携会議 開催回数：1回(書面開催)</p>	<p>・虐待・DV対策連携会議 開催回数：1回</p>	<p>【評価(成果や課題)】 ・性暴力対策強化のため、令和3年度において新たに、委員にとちエールを加え、DVと虐待の未然防止・早期発見に向けた関係機関等との連携強化及び啓発の推進を図ることができた。 【今後の取組方針】 ・虐待・DVの関係機関、関係団体等が一堂に会する会議を通して連携しながら、関係機関等の相互の連携や情報の共有に取り組んでいく。</p>

⑬女性に対する性暴力・性犯罪被害等の未然防止	継続	63	セクハラ等被害防止啓発の実施	セクハラ等の女性に対する被害を防止するため、企業に対するセクハラ等被害防止啓発チラシの配布や男女共同参画推進週間、月間等において啓発パネル展を実施するなど、啓発を実施する。	男女共同参画課	・WLB実践ガイドブックの作成・配布 配布数：2,500部	・WLB実践ガイドブックの周知 配布数：8,000社 (配布手法を紙媒体から電子媒体へ移行)	・WLB実践ガイドブックによる周知 配布数：8,020社	・WLB実践ガイドブックによる周知 配布数：約8,500社	【評価(成果や課題)】 ・セクハラ等の女性に対する被害を防止するため、引き続き啓発を実施していく必要がある。 【今後の取組方針】 ・職場におけるセクハラ等を防止するため、ワーク・ライフ・バランス実践ガイドブックの配布等の機会を活用し、企業への啓発を効果的に行うとともに、男女共同参画推進週間、月間等におけるパネル展示により啓発を実施する。
	継続	64	性暴力・性的被害等の未然防止	「AV出演強要・『JKビジネス』等に関する被害防止」に向けた注意を呼びかけるため、強化月間等に合わせ、市のホームページ等の各種媒体を活用した周知啓発を行うとともに、とちぎ性暴力被害者サポートセンター(とちエール)や警察等と連携を図りながら未然防止に努めている。	男女共同参画課	・強化月間に合わせた「広報うつのみや」での周知啓発、及び相談専用電話番号の掲載 周知回数：1回(4月号) ・市ホームページにおける周知啓発	・強化月間に合わせた「広報うつのみや」での周知啓発、及び相談専用電話番号の掲載 周知回数：1回(4月号) ・市ホームページにおける周知啓発	・強化月間に合わせた「広報うつのみや」での周知啓発、及び相談専用電話番号の掲載 周知回数：1回(4月号)	・強化月間に合わせた「広報うつのみや」での周知啓発、及び相談専用電話番号の掲載 周知回数：1回(4月号)	【評価(成果や課題)】 ・被害防止に向け、関係機関等と連携し、周知啓発が必要である。 【今後の取組方針】 ・引き続き強化月間等に合わせた周知啓発を行うとともに、各種媒体やイベント等を活用した周知啓発に努める。
	継続	65	ストーカー被害者等に対する相談体制の充実と被害防止のための啓発	ストーカー被害者等に対し、被害者の状況に応じた相談支援を行うことが重要であることから、虐待・DV対策連携会議等において、被害者の相談を受けた際の支援手順や部署間の連携を確認し、相談体制の充実を図るとともに、被害にあわないよう防犯講習会などにおいて周知に努める。	男女共同参画課 生活安心課	【生活安心課】 ・防犯活動指導員(警察官OB)による防犯講習会の開催 開催回数：253回 受講者数：8,244名 【男女共同参画課】 ・虐待・DV対策連携会議 開催回数：1回	【生活安心課】 ・防犯活動指導員(警察官OB)による防犯講習会の開催 開催回数：238回 受講者数：7,935名 【男女共同参画課】 ・虐待・DV対策連携会議 開催回数：1回	【生活安心課】 ・防犯活動指導員(警察官OB)による防犯講習会の開催 開催回数：189回 受講者数：6,141名 【男女共同参画課】 ・虐待・DV対策連携会議 開催回数：1回(書面開催)	【生活安心課】 ・防犯活動指導員(警察官OB)による防犯講習会の開催 開催回数：188回 受講者数：5,752名 【男女共同参画課】 ・虐待・DV対策連携会議 開催回数：1回	【評価(成果や課題)】 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度以降、開催回数、受講者数ともに減少となったが、地域に対して防犯対策に係る啓発動画DVDを作製し配布するなど、啓発活動の充実を図ることができた。 ・未然防止に向けた関係機関等との連携強化及び啓発の推進を図る必要がある。 【今後の取組方針】 ・女性や子ども、高齢者など犯罪情勢を捉えた啓発の充実を図るとともに、動画等を活用した啓発活動に取り組んでいく。 ・「虐待・DV対策連携会議等」の虐待・DVの関係機関、関係団体等が一堂に会する会議を通して連携しながら、関係機関等の相互の連携や情報の共有を図っていく。
	新規	66	青少年の性的被害未然防止の啓発	JKビジネス等新たな形態の「性の商品化」による被害者が若年女性に多く、被害者は、長期間にわたって心身の安定を損ない、社会参加が困難になることがあるため、中高生やその保護者に対して、新しい形態の性の商品化に関する情報提供や被害者にならないための周知啓発を行う。	青少年自立支援センター	・JKビジネス被害防止啓発チラシを、青少年巡回指導員班長会議の際に各班長へ配布し、巡回指導活動等において周知するよう依頼。	・JKビジネス被害防止啓発チラシを、保護者が対象の一日巡回指導体験や、青少年巡回指導員班長会議の際に各班長へ配布し、周知啓発を実施。	・JKビジネス被害防止啓発チラシを、保護者が対象の一日巡回指導体験や、青少年巡回指導員班長会議の際に各班長へ配布し、周知啓発を実施。	・JKビジネス被害防止啓発チラシを、一日巡回指導体験に参加した保護者や、青少年巡回指導員班長会議の際に各班長へ配布し、周知啓発を実施。	【評価(成果や課題)】 ・JKビジネス被害防止啓発チラシを、主催する事業の参加者等に配布し、青少年の性的被害未然防止に寄与することができた。 ・被害未然防止のため、引き続きより多くの中高生、保護者等に周知する必要がある。 【今後の取組方針】 ・青少年のためのよりよい環境づくり強調月間(8月)にあわせ市図書館に展示コーナーを設置し、啓発チラシを配置するなどの啓発活動や保護者が対象の一日巡回指導体験などの機会を活用し、引き続き周知啓発を行う。
新規	67	SNSを通じた被害等の未然防止	SNSを利用した異性とのトラブルや性的な被害は、メディアの特性から、専門的な知識がないとその情報の削除は難しく、当事者以外にも広がり、被害者が受ける精神的ダメージは大きく、立ち直りが難しい。このため、子どもや保護者とともに、広く一般に対してもSNS利用についての注意喚起を行う。	男女共同参画課 学校教育課	【学校教育課】 ・「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」に基づき、児童生徒への情報モラル教育や保護者への意識啓発を図るほか、学校や家庭、地域等と連携し、スマホの使用に係る問題から児童生徒を守るための取組を推進するとともに、ネットいじめ等パトロール・相談事業を継続し、不適切な書き込みの検索・削除を行った。 ・児童生徒や保護者を対象としたスマホの使用に係る出前講座を実施 【男女共同参画課】 ・人権週間啓発パネル展での周知啓発 ・人権講話(携帯電話安全教室)の実施：市立中学校8校	【学校教育課】 ・スマホの使用に係る問題から児童生徒を守るための取組を推進するとともに、ネットいじめ等パトロール・相談事業を継続し、不適切な書き込みの検索・削除を行った。 ・児童生徒や保護者を対象としたスマホの使用に係る出前講座の実施 【男女共同参画課】 ・人権週間啓発パネル展での周知啓発 ・人権講話(携帯電話安全教室)の実施：市立中学校8校	【学校教育課】 ・スマホの使用に係る問題から児童生徒を守るための取組を推進するとともに、ネットいじめ等パトロール・相談事業を継続し、不適切な書き込みの検索・削除を行った。 ・児童生徒や保護者を対象としたスマホの使用に係る出前講座の実施 【男女共同参画課】 ・人権週間啓発パネル展での周知啓発 ・人権講話(携帯電話安全教室)の実施：市立中学校6校	【学校教育課】 ・スマホの使用に係る問題から児童生徒を守るための取組を推進するとともに、ネットいじめ等パトロール・相談事業を継続し、不適切な書き込みの検索・削除を行った。 ・児童生徒や保護者を対象としたスマホの使用に係る出前講座の実施 【男女共同参画課】 ・人権週間パネル展における周知啓発 ・人権講話(スマホ・ケータイ安全教室)の実施：市立中学校2校	【評価(成果や課題)】 ・児童生徒のスマホの所持率や使用実態等を踏まえ、市PTA連合会等の関係団体との協議を行いながら令和2年度に見直した「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言Ver. 2」に基づき、児童生徒への情報モラル教育の推進や保護者への意識啓発を図るほか、学校や家庭、地域等と連携し、スマホの使用に伴う問題から児童生徒を守るための取組を推進し、児童生徒におけるスマホ等の適切かつ安全な使用について、家庭の理解促進が図られた。 ・ネットいじめ等パトロール・相談事業を継続し、不適切な書き込みの検索・削除を行った。また、児童生徒や保護者を対象とした出前講座を実施し、具体的な対策などを習得することでSNS等によるトラブルの未然防止につながった。 ＜男女共同参画課＞ ・人権擁護委員と連携しながら、オンラインを活用し、中学校における人権講話(スマホ・ケータイ安全教室)を実施することができた。 ・SNSを通じた被害等は、未然防止が重要になることから、子どもや保護者とともに、広く一般に対しても継続的な注意喚起を行う必要がある。 【今後の取組方針】 ・小中学生のスマホ等の所持率が年々増加傾向にあることから、スマホ等によるトラブルや犯罪被害から児童生徒を守るため、外部有識者(専門事業者を含む)による講話を全小中学校で実施する。 ・「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言Ver. 2」を有効活用し、児童生徒や保護者に対し、携帯電話等の危険性や適切な使い方などの更なる理解促進が図れるよう、周知啓発を強化するとともに、児童生徒による主体的なルール設定の取組などを推進する。 ＜男女共同参画課＞ ・引き続き、人権擁護委員等と連携し、児童生徒や市民への周知啓発活動を行っていく。	

施策の方向7 性に対する理解促進と性差に応じた健康支援

重点施策	施策		方向性	事業番号	具体的な取組	事業概要	主管課	実績				評価(成果や課題)と今後の取組方針
	女性活躍推進法	施策の名称						H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
		⑭性についての理解促進	継続	68	性教育サポート事業の実施	人工妊娠中絶の現状や心身への影響等についての認識を深め、適切な意思決定や行動選択ができるようにするため、市内全校の中学3年生を対象に、専門的立場の産婦人科医による講話を年1回程度実施する。	学校健康課	・「性に関する講話」の実施 実施回数:市内全中学校25校	・「性に関する講話」の実施 実施回数:市内全中学校25校	・性教育サポート事業 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、事業中止	・性教育サポート事業の実施 実施回数:市内全中学校25校	【評価(成果や課題)】 ・専門的立場の産婦人科医による講話により、性に関する教育の充実を図ることができた。 ・親子で性について考える機会が少ない。 【今後の取組方針】 ・親学の視点から保護者にも広く周知して参加を呼びかけ、親子で性について考えられるきっかけとなる事業として、継続して実施していく。
			継続	69	エイズ予防啓発普及活動の実施	エイズ・性感染症に関する正しい知識を普及啓発し、市民一人ひとりが自分の問題としてとらえ、感染しない、感染させないための行動がとれるようにするとともに、エイズに対する誤解・偏見のない社会づくりを推進するため、講演会や学校等におけるパンフレットの配布などの啓発活動を実施する。	保健予防課	・エイズ予防教育出前講座 実施回数:18回 参加人数:3,657名 ・パンフレット等配布 配布回数:83回 配布部数:4,442部	・エイズ予防教育出前講座 実施回数:17回 参加者数:3,421名 ・研修会 実施回数:1回 参加者数:37名 ・パンフレット等配布 配布回数:137回 配布部数:4,270部	・パンフレット等配布 配布回数:63回 配布部数:4,397部 ・エイズ予防教育出前講座 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、事業中止 ・研修会 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、事業中止	・エイズ予防教育出前講座 実施回数:12回 延参加人数:3,570名 ・パンフレット等配布 配布回数:96回 配布部数:9,452部 ・研修会 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、事業中止	【評価(成果や課題)】 ・コロナ禍においても、感染予防に留意しながら、中学校等における出前講座を実施や、世界エイズデーに併せた啓発として、エイズや性感染症の予防に関する正しい知識のリーフレットを配布、本庁1階市民ホール、保健所等でのパネル展示を行い、正しい知識の普及啓発を図った。エイズ対策従事者研修会については、新型コロナウイルス感染症の流行状況から、2年間実施を見送っているため、今後の感染状況も見極めながら、実施可能な方法等を検討していく必要がある。 【今後の取組方針】 ・エイズに関する正しい知識の普及啓発を図るため、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じながら、出前講座やエイズ対策従事者研修会を開催するとともに、世界エイズデーにあわせた啓発活動についても、引き続き実施する。
			継続	70	性といのちの健康教育の実施	思春期の若者を対象に、性と健康に関する正しい知識や情報を提供し、若者自身の性と健康を守る自己決定能力を育てるため、小中学生を対象とした保健師等による性といのちの健康教育を実施する。	子ども家庭課	・性といのちの健康教育 受講者数:4,373名	・性といのちの健康教育 受講者数:2,961名	・性といのちの健康教育 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、事業中止	・性といのちの健康教育 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、事業中止	【評価(成果や課題)】 ・平成30～令和元年度においては、小中学生に対する出前講座を通じ、性と健康に関する正しい知識について周知啓発を実施した。 ・令和2～3年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言の発令により、事業を中止し、必要に応じて資料提供等を行った。 【今後の取組方針】 ・令和4年度においても、引き続き事業は中止し、必要に応じて資料提供等を行う。
			新規	71	LGBTに関する理解促進	近年、国内においての関心が高まっているLGBTについて、市のホームページやリーフレット、人権週間などを活用した正しい情報提供と理解促進を図るとともに、当事者に対する相談窓口の周知を行う。	男女共同参画課 学校教育課	・小学生向けリーフレット作成、配布(小学5年生に毎年配布) ・市有施設における多目的トイレの表示 363箇所 ・啓発ポスター、ボールペン作成、配布 ポスター 100部 ボールペン 1,000本 ・本市人権教育主任研修会(6月)及び、校長会議(7月)において、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日文科省通知)に基づく取組の推進について、資料配布、説明	・小学生向けリーフレット作成、配布(小学5年生に毎年配布) ・市有施設における多目的トイレの表示 363箇所 ・啓発ボールペン作成、配布 ボールペン 1,000本 ・本市人権教育主任研修会(6月)及び、校長会議(7月)において、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日文科省通知)に基づく取組の推進について、資料配布、説明	【学校教育課】 ・人権教育主任研修会(紙面研修)において、新しい人権課題に係る国や県、市教委からの通知等を示す中で、LGBTに関連する通知も示し、新しく人権教育主任に就いた教職員に対し、周知・啓発の実施・令和2年1月20日、小中学校長との意見交換会の中で、LGBTへの対応を取り上げ、情報の共有と今後の方向性について共通理解を図った。 【男女共同参画課】 ・LGBT理解促進に係る市民向け講座 実施回数:1回 ・LGBTに関する小学生向けリーフレット作成、配付 配布先:小学5年生 ・LGBTの啓発シャープペンシル作成、配布 配布先:人権啓発パネル展 ・LGBT理解促進リーフレット作成、配布 配布先:人権啓発パネル展、図書館	【学校教育課】 ・人権教育主任研修会(オンライン開催)において、新しい人権課題に係る国や県、市教委からの通知等を示す中で、LGBTに関連する通知も示し、新しく人権教育主任に就いた教職員に対し、周知・啓発を行った。 ・本市立の各中学校では、校長会が中心となり、登下校時の防寒性や、小学校女子児童のスラックス着用率の高まりなどに配慮し、女子生徒がスラックスの制服を選択できるようにする体制づくりを進めてきた。 【男女共同参画課】 ・LGBT理解促進に係る市民向け講座 実施回数:1回 ・LGBTに関する小学生向けリーフレット作成、配付 配布先:市立小学校5年生 ・LGBT啓発カード作成、配布 配布先:市立中学校、人権啓発パネル展、人権フェスタ、図書館	【評価(成果や課題)】 ・全中学校において、女子生徒がスラックスの制服を選択できるようになった。 ・多様な性に関する啓発講座や啓発カード等の配布などにより、LGBTなど多様な性への理解促進を図ることができた。 ・多様な性について、継続して市民の理解促進に取り組むとともに、雇用の場における正しい理解の促進に取り組む必要がある。 【今後の取組方針】 ・学校や地域の実態、児童生徒の発達に適切な情報提供と理解促進を図ることができるよう、学校教育課内各グループ、教育委員会事務局内および関係各課との情報交換を密にして、周知・啓発に努めていく。 ・LGBTに関する更なる理解促進を図るため、市民向け講座等の実施するなど、引き続き、社会全体の理解促進に取り組むとともに、新たに、企業の経営者や管理職等を対象とした理解促進講座を実施することにより、市内企業の理解促進に取り組んでいく。 ・また、当事者支援団体との意見交換や他市事例の調査研究に取り組んでいく。

⑮性差に応じた健康支援	継続	72	性差に応じた健康についての理解促進	男女がともに身体的特性について正しい情報を入力し理解し合い、生涯を通じて健康を享受できるよう、性差に応じた健康講座を実施する。	男女共同参画課	講座実施回数 3回 参加人数延べ105名 ・働く女性のwin-win-win講座④ 「からだ・こころbijin女性のための健康講座」 ・WLBセミナー④ 「体が資本！社会人のための健康づくり講座」 ・女性の健康力アップ講演会 「女性ホルモンを整えて女子力をキープしよう！」 (保健センター共催)	講演会を1回実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症対策により、中止	・女性の健康力アップ講演会 開催回数:1回 参加人数:26人	・女性の健康力アップ講演会 開催回数:1回 参加人数:63人	【評価(成果や課題)】 ・より多くの市民に講座を受講してもらえるよう、興味関心の高いテーマや社会情勢を踏まえて講座を企画する必要がある。 【今後の取組方針】 ・より充実した内容にするため、関係機関と連携して講座を実施するとともにその周知に努めていく。
	継続	73	がん検診の実施	健康に関する関心を高め、男女の身体的特性を理解するとともに、がんの早期発見・早期治療を促進するため、がん検診を実施する。	健康増進課	・胃がん 25,968人 ・肺がん 44,563人 ・大腸がん 40,653人 ・子宮がん 22,411人 ・乳がん(視触診) 2,426人 ・乳がん(マンモグラフィ検査+超音波検査) 8,980人 ・前立腺がん 15,510人	・胃がん 25,958人 ・肺がん 44,592人 ・大腸がん 40,716人 ・子宮がん 21,919人 ・乳がん(視触診) 2,096人 ・乳がん(マンモグラフィ検査+超音波検査) 8,473人 ・前立腺がん 15,674人	・胃がん 22,780人 ・肺がん 39,949人 ・大腸がん 36,292人 ・子宮がん 20,910人 ・乳がん(視触診) 2,064人 ・乳がん(マンモグラフィ検査+超音波検査) 7,354人 ・前立腺がん 14,066人	・胃がん 24,664人 ・肺がん 41,483人 ・大腸がん 37,901人 ・子宮がん 21,965人 ・乳がん(視触診) 1,901人 ・乳がん(マンモグラフィ検査+超音波検査) 8,851人 ・前立腺がん 14,610人	【評価(成果や課題)】 ・がん検診については、コロナ禍においても、受付時間の分割や換気の徹底などの感染防止対策を講じた上で、各種がん検診の受診機会を確保することにより、受診者ががんの早期発見・早期治療が図られている。 ・今後は、受診者数をコロナ禍以前の水準まで回復・増加を図るため、感染を心配し受診を控えている市民に対して、安心して受診してもらえるよう、会場の感染防止対策はもとより、検診の重要性について周知啓発を図りながら、引き続き、受診しやすい環境の整備や受診勧奨などに取り組む必要がある。 【今後の取組方針】 ・がん検診については、がんの早期発見・早期治療を図るため、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じたうえで、引き続き、各種がん検診の受診機会を確保する。 ・コロナ禍において、受診を控えている市民に安心して受診してもらうために、広報紙や地区回覧、市ホームページ等を活用し、健診会場における感染防止対策の具体的な内容を周知啓発するほか、より多くの方に受診してもらうために、総合健診の拡充やより利便性の高い集団健診予約システムの利用促進など、市民が受診しやすい環境整備や未受診者への個別受診勧奨に取り組むことで受診率向上に努める。
	継続	74	女性の健康力アップ事業の実施	女性の健康に関する知識の向上と、女性を取り巻く健康問題に対する社会的関心を高めるため、厚生労働省が主唱する女性の健康週間に併せて、パネル展示や健康教育等を実施する。	健康増進課	・女性の健康力アップ講演会の開催 参加人数 88名 ・女性の健康週間イベントの開催 参加人数 1,300名	令和元年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、イベントは中止となった。	・女性の健康力アップ講演会 ＜実施テーマ＞ 「若さと健康を保つための5つの秘訣」 参加人数:26名 (オンライン受講者7名を含む) ・パネル展示 ・リーフレット配布 リーフレット配布数:97枚	・女性の健康力アップ講演会 ＜実施テーマ＞ 「知っておきたい！女性のカラダのほんとう」 参加人数:63名 (オンライン受講者54名を含む) ・パネル展示 ・リーフレット配布 リーフレット配布数:73枚	【評価(成果や課題)】 ・女性の健康力アップ事業については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和2年度よりZOOMを使用したオンライン講演会を開催した。女性誌やテレビなどの出演も多い講師に講演を依頼し、若い女性の参加も多くみられた。またZOOMの使用が難しい方のため、会場内もプロジェクターを使用し放映を実施した。今後も女性の各ライフステージにおける特有の疾病とその予防方法等について、幅広い年代の市民に普及啓発していくことが必要である。 【今後の取組方針】 ・女性の健康力アップ事業については、女性の健康問題に対する社会的関心を高めるため、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じたうえで、引き続き若年層の女性に興味・関心の高いテーマを選定し、周知方法や内容の充実を図りながら効果的な普及啓発に取り組んでいく。新型コロナウイルス感染症の影響も考慮し、必要に応じてオンラインや対面での実施を検討していく。
	拡充	75	妊産婦健康診査の実施	妊娠中に限らず、出産後も母親の生活環境は大きく変化するため、心身の不調が現れ、職場復帰や再就職を考えていても断念するなど、産後うつは、女性が就業を継続し、活躍する上での影響が大きい問題であることから、これまでの妊婦健康診査に加え、産後2週目と1か月目の産婦健診時に産後うつ検査を実施し、異常の予防・早期発見・早期治療を支援する。	子ども家庭課	・妊産婦健康診査利用率 妊婦健診利用率:87.4% 産婦健診利用率:71.2%(2週間健診) 90.0%(1か月健診)	・妊産婦健康診査利用率 妊婦健診利用率:90.0% 産婦健診利用率:78.8%(2週間健診) 90.9%(1か月健診)	・妊産婦健康診査利用率 妊婦健診利用率:86.0% 産婦健診利用率:79.7%(2週間健診) 95.5%(1か月健診)	・妊産婦健康診査利用率 妊婦健診利用率:89.4% 産婦健診利用率:82.3%(2週間健診) 95.8%(1か月健診)	【評価(成果や課題)】 ・妊産婦健康診査については、令和3年度から多胎妊婦への妊婦健康診査助成回数の上限を撤廃し、必要な枚数を交付できるよう制度改正を行った。 ・産後2週間健診については、更なる受診率の向上が必要である。 【今後の取組方針】 ・今後とも、安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えられるよう、妊娠中及び産後の異常の予防や早期発見・早期治療を促し、妊産婦の適切な健康管理を行うとともに、事業の趣旨を含めた制度の十分な周知を行い、受診率の更なる向上に努めながら、健康診査を継続して実施する。また、支援が必要な産婦を早期発見し、産後ケア、産後サポート事業などにつなげ、切れ目ない支援を実施していく。
継続	76	不妊に悩む人への支援	子どもに恵まれず不妊治療を受けている夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るため、医療保険適用外の不妊治療費の一部を助成する。	子ども家庭課	・不妊治療費助成 特定不妊助成件数:688件 人工授精助成件数:233件	・不妊治療費助成 特定不妊助成件数:763件 人工授精助成件数:250件	・不妊治療費助成 特定不妊助成件数:721件 人工授精助成件数:233件	・不妊治療費助成 特定不妊助成件数:1,206件 人工授精助成件数:375件	【評価(成果や課題)】 ・特定不妊治療において国基準額から市独自に上乗せをして助成を実施したほか、人工授精治療において市独自助成を実施した。 ・市内企業向けに作成している「事業所便利帳」へ「仕事と不妊治療の両立への配慮」等の情報を掲載するなど、積極的な周知・啓発を行った。 ・令和3年1月以降に終了した治療を対象とした、国の特定不妊治療費助成の制度拡充にあわせ、本市の特定不妊治療や人工授精治療費助成制度において、所得制限の撤廃等の制度拡充を実施し、市民向け制度案内リーフレットの作成や指定医療機関との連携により、制度拡充の周知を行った。 ・引き続き、治療を希望する方へ最新の情報を確実に届けられるような周知・啓発が必要である。 【今後の取組方針】積極的な周知・啓発と制度の見直し(予定) ・令和4年4月から不妊治療が保険適用となったことに伴い、経過措置として、年度をまたぐ治療に対する円滑な助成を実施するとともに、引き続き、不妊治療を希望する方に必要な情報を確実に届けられるよう、効果的な周知・啓発を行うため、個々のケースに応じた丁寧な説明や医療機関との連携に努めていく。 ・国の制度改正に伴う、本市の助成制度のあり方について検討していく。	

継続	77	こころの健康づくり対策	こころの健康の保持増進を図るため、精神保健に関する正しい知識の普及啓発につとめ、精神疾患の早期発見、早期治療につなげるとともに、市民が健康で生きがいを持った生活ができるよう事業を推進する。	保健予防課	・こころの健康に関する健康教育実施回数:62回 受講者数:3,434名	・こころの健康に関する健康教育実施回数:57回 受講者数:2,403人	・こころの健康に関する健康教育実施回数:14回 受講者数:426人	・こころの健康に関する健康教育実施回数:26回 受講者数:1,714人	【評価(成果や課題)】 ・令和3年度はコロナ禍における実施手法について検討し一部オンラインで教育を実施したことや、若年層・働き世代・関係機関等への相談窓口の周知等により、正しい知識の普及啓発を図った。 【今後の取組方針】 ・こころの健康づくりを強化するために、市民一人ひとりが自らのストレスに対するセルフケア能力を向上できるよう、引き続き、こころの健康に関する健康教育を実施する。
継続	78	産後ケア事業等の実施	出産直後の母子への心身ケアや育児のサポートを行うため、産後うつのある母親に対し、宿泊・通所・訪問等による支援を実施する。	子ども家庭課	・産後ケア事業 宿泊型利用回数:13泊 通所型利用回数:1回 訪問型利用回数:22回 産後サポート利用回数:119回	・産後ケア事業 宿泊型利用回数:70泊 通所型利用回数:35回 訪問型利用回数:16回 産後サポート利用回数:88回	・産後ケア事業 宿泊型利用回数:114泊 通所型利用回数:72回 訪問型利用回数:71回 産後サポート利用回数:134回	・産後ケア事業 宿泊型利用回数:146泊 通所型利用回数:78回 訪問型利用回数:40回 産後サポート利用回数:117回	【評価(成果や課題)】 ・産後ケア事業(宿泊型・通所型)の実施医療機関を拡大するなど、受診しやすい環境づくりときめ細かな支援に取り組んでおり、引き続き、産後ケア事業の更なる充実に取り組む必要がある。 ・多胎妊婦に対しては、令和3年度から妊婦健康診査助成回数の上限を撤廃し、必要な枚数の受診票を交付できるよう制度改正を行った。 【今後の取組方針】 ・今後は、産後ケア事業(宿泊型・通所型)の実施医療機関の更なる拡大を図るとともに、産後ケア事業等の実績を踏まえ、効果や課題を検証し、効果的な事業の実施に向けて検討する。また、支援が必要な母親を早期に発見するため、引き続き、産婦健康診査の受診率の向上に向けた周知啓発に努めるとともに、医療機関との連携を緊密にし、切れ目ない支援を実施していく。 ・さらに、多胎妊産婦及びその家庭のニーズを把握し、心理的・身体的負担の軽減策を検討する。